

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 6 8 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

運転免許技能試験実施基準について

本県における運転免許技能試験及び指定自動車教習所で実施する技能検定並びに技能審査（以下「運転免許技能試験等」という。）については、「運転免許技能試験実施基準について」（令和5年6月5日付け運免第217号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）により、AT大型自動車免許等が導入されることに伴い、試験実施方法及び試験用自動車の基準が改正され、このうち、普通自動車免許、普通自動車第二種免許及び普通自動車仮免許に係るものについて、令和7年4月1日から施行されることとなったことから、所要の改正を行い、同日から運用することとしたので、これを運用の基準として適正な運転免許技能試験等の実施を図られたい。

なお、旧通達は同日をもって廃止する。

担当 運転免許課 試験・教習所係

別添 運転免許技能試験実施基準

第1 目的

この運転免許技能試験実施基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条第1項第2号に規定する自動車等の運転に必要な技能についての運転免許試験（以下「技能試験」という。）、法第89条第3項に規定する自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについての検査（以下「技能検査」という。）、法第100条の2第1項に規定する再試験のうち技能に関するもの（以下「技能再試験」という。）並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第18条の5の規定による限定の全部又は一部解除を受けるための審査及び法第91条の2第3項の規定による条件の変更をすることが適当であるかどうかについての審査（以下「技能審査」という。以下、これらを総称して「試験」という。）の実施について、自動車運転免許試験実施規程（昭和39年青森県警察本部訓令第6号）第11条第1項及び青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程（昭和60年青森県公安委員会規程第1号）第18条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

- 1 「免許」は運転免許をいう。
- 2 「大型免許」は大型自動車免許を、「中型免許」は中型自動車免許を、「準中型免許」は準中型自動車免許を、「普通免許」は普通自動車免許を、「大型特殊免許」は大型特殊自動車免許を、「大型二輪免許」は大型自動二輪車免許を、「普通二輪免許」は普通自動二輪車免許を、「大型第二種免許」は大型自動車第二種免許を、「中型第二種免許」は中型自動車第二種免許を、「普通第二種免許」は普通自動車第二種免許を、「大型特殊第二種免許」は大型特殊自動車第二種免許を、「大型仮免許」は大型自動車仮免許を、「中型仮免許」は中型自動車仮免許を、「準中型仮免許」は準中型自動車仮免許を、「普通仮免許」は普通自動車仮免許をいう。
- 3 「令和6年改正規則」は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）をいう。
- 4 「試験官」は、令和6年改正規則による改正後の規則第24条第12項に規定する公安委員会の指定を受けた警察職員をいう。
- 5 「AT自動車」は、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチ操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車をいう。
- 6 「MT自動車」は、AT自動車以外の自動車をいう。
- 7 「旧試験方法」は、令和6年改正規則による改正前の規則第24条に規定する技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。
- 8 「新試験方法」は、令和6年改正規則による改正後の規則第24条に規定する技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。
- 9 「路上試験」は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能検査並びに準中型免許及び普通免許に係る技能再試験をいう（普

通免許に係る技能試験、技能検査及び技能再試験並びに普通第二種免許に係る技能試験（以下「技能試験等」という。）については、新試験方法におけるAT自動車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。）。

- 10 「場内試験」は、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査をいう（技能試験等については、新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目に限る。）。

第3 試験コースの設定

1 試験コース

試験コースは、免許の種類ごとに、別添1「場内試験課題設定基準」及び別添2「路上試験課題設定基準」に基づき、次のとおり設定すること。

- (1) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上
- (2) 大型特殊免許、大型特殊第二種免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験並びに技能審査にあつては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上

2 立体障害物

場内で行う試験に用いるコースについては、別添3「立体障害物設置基準」に基づき障害物を設けるものとする。

第4 試験用自動車

試験において使用する自動車は、別添4「試験用自動車基準」によるものとし、安全運転支援装置については、当該装置の機能を無効とすることができないもの及び当該装置の機能を無効としてもエンジンを再始動すると自動的に有効になるものを除き、当該装置の機能を無効とした状態とすること。ただし、安全運転支援装置であつて、その機能を無効とすることができないもの又はその機能を無効としてもエンジンを再始動すると自動的に有効になるもののうち、後付け等の安全運転支援装置であつて、その機能が試験の判定に影響を与えるものを装備している自動車については、試験に使用しないこと。また、安全運転支援装置の機能を有効な状態とする場合において、当該機能が作動する時機又は感度を調整することができるときは、最も遅い時機に作動し、又は最も低い感度で作動するように調整すること。

第5 技能検査

技能検査については、この運転免許技能試験実施基準によるものとする。

第6 再試験

技能再試験については、この運転免許技能試験実施基準によるものとする。

第7 技能審査

技能審査については、別添5「技能審査課題設定基準」及び別添6の2「自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準」に基づいて実施するもののほか、この運転免許技能試験実施基準によるものとする。

第8 試験の実施手順

1 試験コース等の指定

試験コース及び試験車両の指定並びに試験官の配置は、運転免許課長が試験実施の直前に行うものとする。

2 受験者の確認

試験官は、運転免許申請書、運転免許証等によって受験者の確認を行うものとする。

なお、路上試験を実施する前に、必ず試験用自動車を運転することができる運転免許証等を携帯していることを確認すること。

3 試験前の指示

(1) 試験官は、試験開始前（新試験方法においては、路上試験及び場内試験それぞれの開始前）に、受験者に対して次の事項について指示及び説明を行うものとする。

ア 試験中の事故防止

イ 試験課題履行条件及び試験中止事項

ウ 試験コースの走行順路

エ その他試験実施について必要な事項

(2) 試験官は、受験者の服装等が不適切であると認めるとき（大型二輪免許及び普通二輪免許に係る試験の受験時にヘルメット、手袋、長袖服、長ズボン及び靴を着用していない場合又は大型二輪免許及び普通二輪免許以外の試験の受験時にげた、サンダル又はハイヒールを着用している場合）は、その者の試験を延期するものとする。

4 試験官の同乗

(1) 新試験方法における技能試験のうちのAT自動車を使用する試験項目とMT自動車を使用する試験項目については、異なる試験官であっても差し支えない。

(2) 路上試験における場内コースと路上コースについては、同一の受験者に対して同一の試験官とする。

5 試験中の指示

試験官は、受験者の運転する自動車に同乗して試験を行う場合においては、走行順路について受験者が運転に余裕を持てるよう教示の時機を十分考慮し、進行方向を指し示すなどにより明確に教示するものとする。また、同乗以外の方法で試験を行う場合においては、走行順路を示した図を事前に配布するなど、できる限り受験者が走行順路を覚えらるるような配慮をすること。

なお、走行順路の教示、減点後の是正措置若しくは危険防止のための指示又は試験を実施するために必要な指示を除き、助言等をしてはならないものとする。

6 試験後の指導・助言

試験官は、試験を終了した受験者に対し、当日の試験結果から見て運転上の重要なポイント又は今後の運転練習の努力目標について簡潔な指導・助言を行うものとする。

7 試験時等のならし走行

- (1) 場内試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートル（カタピラ限定大型特殊自動車免許に係る技能試験の場合は50メートル）の場内コースにおけるならし走行（以下「場内ならし走行」という。）を行うものとする。
- (2) 大型免許、中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能試験並びに大型免許及び中型免許に係る技能検査については、原則として受験者ごとにおおむね300メートルの場内ならし走行及びおおむね100メートルの道路におけるならし走行（以下「路上ならし走行」という。）を行うものとする。

なお、場内ならし走行においては、路上試験の安全性の確保のため、受験者の運転技能の把握を行うものとし、この距離で運転技能の十分な把握ができなかった者については、さらに100～200メートルの走行を行っても差し支えないこととする。また、路上試験のコースに坂道がある場合には、場内ならし走行において坂道コースで上り坂の停止及び発進も行うものとする。
- (3) 準中型免許及び普通免許に係る技能試験、技能検査及び技能再試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの路上ならし走行、普通第二種免許に係る技能試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの場内ならし走行及び路上ならし走行をそれぞれ行うものとする（新試験方法においては、AT自動車を使用する試験項目に限る。）。
- (4) ならし走行から試験への移行については、下車しないこととし、路上ならし走行開始地点では必ず一旦停止させること。

第9 試験課題履行条件

試験は、正確な法令履行及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。

1 場内試験

場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 採点の範囲

採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。

ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しないこと。

なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。

(2) 安全運転支援装置

安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの限界があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。また、試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。

(3) 安全確認の方法

安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡又は後方等確認装置によること。

- (4) コース
コースは、すべて車道とみなす。
- (5) 脱輪時の措置
車輪が縁石に乗り上げたとき（コース外に落輪したとき）は、直ちに停止して、乗り上げる（落輪する）以前の地点まで戻って走行し直すこと。
- (6) 指示速度による走行
周回コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示速度に従って走行すること（指示速度は、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。
- (7) 鋭角コースの走行（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査の場合）
鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること。
- (8) 上り坂の停止及び発進
指示した場所で停止し、直ちに発進すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。
- (9) 方向変換
方向変換は、コース凹部に後退で入ること。
なお、牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車とを直線の状態で停止させること（直線の状態で停止させることは、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。
- (10) 路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車の場合）
1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行って停車位置に合わせる。停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。
なお、停止位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないこととするが、停止位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停止位置目標のポールより後方としない範囲で行うこと。
- (11) 隘路への進入（大型自動車及び中型自動車の場合）
走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した仮想線に挟まれた範囲）に車体の全部を入れること（進入範囲等は現場で再指示するものとする。）。
なお、おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。
- (12) 走行終了時の措置
走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。
ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車（以下「四輪車」という。）は、車体の先端を、指示した停止目標物（ポール等）に一致

させる。ただし、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標物に一致させる。

イ 大型特殊自動車（以下「大特車」という。）で作業機具を接地させる構造のものは、前記アのほか作業機具を水平に接地させる。

ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）は、前車輪の先端を停止目標物（ポール等）に一致させ、サイドスタンド(サイドスタンドのない車両は、メインスタンド)を立てる。

(13) 特別コースの走行（二輪車の場合）

ア 直線狭路コースの走行

直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）にあつては10秒以上、普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）にあつては7秒以上、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通二輪車（以下「小型二輪車」という。）にあつては5秒以上の所要時間で走行すること。

イ 連続進路転換コースの走行（小型二輪車を除く。）

立体障害物の間を順にS字状に、かつ、大型二輪車にあつては7秒以下、普通二輪車にあつては8秒以下の所要時間で走行すること。

ウ 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）

立ち姿勢（スクーター型の大型二輪車は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。

エ 指定速度からの急停止

指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間で安定した停止をすること。

なお、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始していた場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをするものとする。

オ 側車付き二輪車は、「エ」の項目（指定速度からの急停止）のみ行うものとする。

2 路上試験

路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 採点の範囲

ア 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。

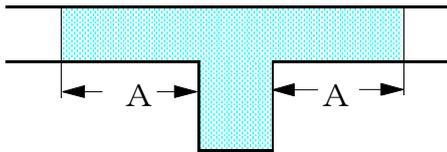
ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「駐停車方

法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点すること。

イ 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行うこと。

ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しないこととする。



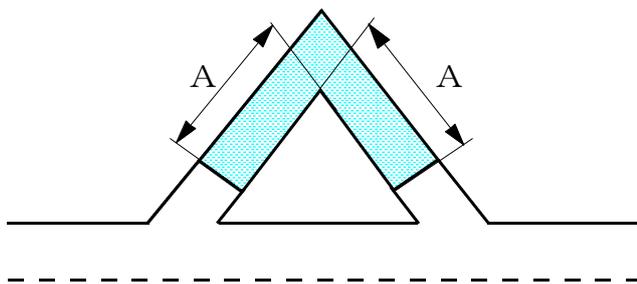
区分	Aメートル
普通自動車・準中型自動車	5.0
中型自動車	8.0
大型自動車	10.0

※ 着色部分が採点範囲

ウ 場内コースにおける縦列駐車採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。

エ 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とする。

ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しないこととする。



A：車体の長さ以上

※ 着色部分が採点範囲

- (2) 安全運転支援装置
場内試験に準じる。
- (3) 安全確認の方法
場内試験に準じる。
- (4) 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の場合）

ア 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車可能な場所で停車して下さい」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。

イ 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示）の中心に合わせて停車すること。

なお、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合、3回目については場内の発着点等で実施することとする。

ウ 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物を指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車すること。また、試験官から「停車可能な場所で停車して下さい」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含んだ箇所では合図があったときは、停車禁止場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車すること。

なお、試験官から目標物を指定される停車（以下「指定場所における停車」という。）は1回、試験官からの合図による停車（以下「直前合図による停車」という。）は3回（うち停車禁止場所を含んだ箇所での停車は1回）実施することとする。

エ 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、AT自動車はパーキング）とし、ハンド（駐車）ブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。

(5) 転回（普通第二種免許の場合）

試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること（試験官は、転回区間の100メートル以上手前の地点で走行中に指示すること。）。

転回を行うに当たっては、中央線に寄ってから行う又はいったん左側で停車してから行う等の方法でも良いが、交差点の交差路又は道路外の施設の出入口にいったん入り込んでのスイッチターン（道路が、積雪又は凍結している場合を除く。）や、信号機のある交差点での転回は行わないこと。

(6) 脱輪時の措置（場内コースの場合）

場内試験に準じる。

(7) 鋭角コースの走行（場内コースの場合）

場内試験に準じる。

(8) 方向変換（場内コースの場合）

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。

(9) 縦列駐車（場内コースの場合）

コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れた後に発進すること（駐車範囲等は、受験者に対し現場で再指示するものとする。）。

(10) 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態とすること。

(11) 実施上の留意事項

ア 路上試験は、場内コースと路上コースとも同一の受験者に対して同一の試験官と

する。

イ 路端へ停車する際及び停車中（受験者の交代時を含む。）は、停車するための進路変更の合図の後であれば非常点滅表示灯をつけても差し支えないものとする。

ウ 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コースの後に実施するものとする。

第10 採点

1 採点方法

- (1) 試験の採点は、別添6「採点基準」に定める減点事項及び別添7「減点適用基準」に定める適用事項に該当するもの（減点事項に該当するおそれがあるため又は減点事項に該当したために安全運転支援装置が警報を発した場合を含む。）について減点し、別添8-1「採点基準細目一覧表（路上）」及び別添8-2「採点基準細目一覧表（場内）」に準じた技能試験成績表に記録して行うものとする。

ただし、道路（コース）の形態、交通の状況、走行順路の設定方法等から減点することが明らかに不合理な場合（安全運転支援装置が明らかに誤作動等した場合を含む。）は減点しないものとする。

- (2) 採点は回数減点を原則とする。

ただし、採点基準に定める「特別減点細目」に該当するものについては、1回目は減点を保留するが、2回以上該当した場合は、さかのぼって1回目からそのすべてを減点する。

2 路上試験における是正措置

- (1) 次の場合は、第12の2に規定する試験官補助を適用して是正するものとする。

ア 採点基準に定める危険行為等に該当するおそれがあるとき

イ 周囲の状況から危険のおそれがある法令違反が行われようとしたとき

ウ 周囲の状況から危険のおそれがある運転操作が行われようとしたとき

- (2) 他の交通の円滑を妨げるおそれがある法令違反又は運転操作が行われようとした場合には、該当する減点細目を適用し、注意を与えて是正させるものとする。

3 走行順路を間違えた場合等の措置

試験において走行順路を間違えた場合は、直近の道路（場内試験にあっては、直近の幹線コース又は周回コース）を前進う回して正規の走行順路に復帰するものとする。この場合において、走行順路を間違えたことについては減点しないが、正規の走行順路に復帰する間については採点の範囲とする。

第11 合格基準

試験の成績は100点満点とし、技能試験、技能検査及び技能再試験については免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。

なお、技能審査については別添5「技能審査課題設定基準」の合格基準に示す得点のものを合格とする。

- 1 第二種運転免許（新試験方法による普通第二種免許を除く。）に係る技能試験は80点

以上

- 2 新試験方法による普通第二種免許に係るA T自動車を使用する試験項目及びM T自動車を使用する試験項目はそれぞれ80点以上
- 3 第一種運転免許（新試験方法による普通免許を除く。）、準中型仮免許及び普通仮免許（新試験方法によるものを除く。）に係る技能試験、準中型免許、旧試験方法による普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに大型免許、中型免許、準中型免許及び旧試験方法による普通免許に係る技能検査は70点以上
- 4 新試験方法による普通免許に係るA T自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目並びにM T自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目はそれぞれ70点以上
- 5 新試験方法による普通仮免許に係るA T自動車を使用する試験項目は70点以上、M T自動車を使用する試験項目は60点以上
- 6 大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験は60点以上

第12 試験の中止

次に掲げる事項に該当したときは、試験を中止するものとする。

1 危険行為等

採点基準に定める次の事項に該当したとき

(1) 場内試験

逆行大、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反

(2) 路上試験

逆行大、発進不能、暴走、ふらつき大、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反

2 試験官補助

試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、試験を同乗以外の方法で行うとき等において試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに口頭による指示等の手段によりこれに代わる補助を行った場合又は危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ若しくはハンドルの操作が行われた場合

3 減点超過

減点した合計点によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができないことが明らかとなった場合

4 指示違反

試験実施のための指示をしたにもかかわらず、これに従わない場合

第13 大型二輪免許の技能試験実施に当たっての運用と措置要領

1 技能試験における安全を確保するなどのための措置

大型二輪免許の技能試験を受けようとする者に対しては、技能試験における安全の確保及び現実の交通場面での必要性を考慮し、次の措置を講じるものとする。

(1) 事前の指導・確認

ア 原則として大型二輪免許試験に係る標準試験車を使用するものとする。

イ 必要によりあらかじめそのやり方を指導して、
大型二輪車を8の字型に押して歩くことが完全にできるか
倒れている大型二輪車を引き起こすことができるか
について確認する。

ウ 8の字型の取り回しについては、別添3「立体障害物設置基準」に定めるS字コースによる判定を行うものとする。

なお、取り回しにおける体の位置は、車体の左側とする。

エ 引き起こしの方法は、両手で引き起こす方法、腰などでかつぎあげる方法等その要領は問わないものとする。

(2) 事前の走行確認

ア 原則として普通二輪免許試験に係る標準試験車を使用するものとする。

イ 普通二輪免許を全く有しない者又は小型二輪車に係る普通二輪免許を有する者に対しては、上記に加えて、事前に総排気量300cc以上の普通二輪車を使用して幹線コース及び周回コースをおおむね500メートル走行させ、その者が、転倒、脱輪、蛇行など総合的な観点から安全に受験できるかどうかを確認するものとする。

ウ 前記イの確認途中で、危険と判断した場合には、走行を中止させるものとする。

2 指導

(1) 前記1の確認の結果、他の免許の受験申請等を指導することが妥当と判断した場合には、その結果に対応して、普通二輪車、小型限定解除、小型二輪車又は原動機付自転車免許のいずれかの受験等を行うよう指導するものとする。

(2) 指導に従わず、大型二輪免許の受験を希望する者については、これを認めるものとする。

なお、安全を確保するため、危険状態に至ったときには、直ちに技能試験を中止できるよう事前に必要な措置を講じるものとする。

3 「事前の指導・確認」、「事前の走行確認」の省略

次に掲げる者については、それぞれ、「事前の指導・確認」又は「事前の走行確認」を省略することができるものとする。

(1) 大型二輪車に係る特定教習の終了証明書（「届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則」（平成6年国家公安委員会規則第1号）第5条に定めるものをいう。以下同じ。）で、取得時講習を免除するに有効なものを提示した者は、「事前の指導・確認」及び「事前の走行確認」を省略するものとする。

(2) 二輪車安全推進委員会の行う二輪車安全運転講習に係る「二輪車安全運転第二段階講習修了証明書」で、修了日後1年以内のものを提示した者は、「事前の指導・確認」を省略するものとする。

- (3) 普通二輪車に係る特定教習の修了証明書で、取得時講習を免除するに有効なものを提示した者は、「事前の走行確認」を省略するものとする。

4 自動車の貸付料の徴収

「事前の指導・確認」及び「事前の走行確認」は、適正な行政指導を行うための措置であることから、自動車の貸付料は徴収しないものとする。

第14 大型二輪免許又は普通二輪免許を取得しようとする者に対する指導

1 基本的な考え方

二輪車に係る免許を取得しようとする者に対する段階的取得指導については、年齢により一律に小型二輪車に係る免許から段階的に取得するように指導するのではなく、免許を受けようとする者のうち、体格等の事情により大型二輪車又は普通二輪車を運転することは安全の確保等の観点から問題があると認められるものに対して、個別に取得すべき免許の種類等についての指導を実施するものとする。

2 指導の具体的な実施方法

個別指導は、二輪車を使用して行う技能試験の安全を確保するための措置等として実施すること。

なお、指導に従わず大型二輪免許又は普通二輪免許の受験を希望する者については、これを認めるものとする。

第15 指定自動車教習所において実施する技能検定及び技能審査への準用

法第99条の5第1項及び規則第34条に規定する技能検定及び指定自動車教習所で実施できる技能審査の方法については、この実施基準に基づき実施することとし、実施に伴う細目的な事項は運転免許課長が定める。

- (2) 新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目
 ア 普通免許及び普通第二種免許

課 題		回 数	
		普通免許	普通第二種免許
幹線コース及び周 回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下	1回以上2回以下
	周回カーブ	2回以上	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		1回以上	1回以上
踏切の通過		1回以上	1回以上
曲線コースの走行		1回	1回
屈折コースの走行		1回	1回
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
方向変換		1回	1回
鋭角コースの走行		—	1回
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上
走行距離 (メートル)		1200以上	1200以上

- イ 普通仮免許

課 題		回 数
幹線コース及び周 回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下
	周回カーブ	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過		1回以上
踏切の通過		1回以上
曲線コースの走行		1回
屈折コースの走行		1回
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上 2回以下
障害物設置場所の通過		1回以上
走行距離 (メートル)		1200以上

2 場内で行う試験コースの設定（路上試験における場内コースを含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 「指定場所における一時停止」の場所には、道路標識（330）及び道路標示（203、幅0.45メートルのもの。以下「停止線」という。）を設けるものとする。
- (2) 「交差点の通行」には、生け垣、塀等を設置した見とおしのきかない交差点の通行を含めるものとする。
- (3) 「右折・左折」のうちそれぞれ2回以上（新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目については、それぞれ1回以上）は、進路変更を明確に行うことができる区間におけるものとする。ただし、大特車（カタピラを有するものに限る。）にあってはこの限りではない。

なお、環状交差点における右左折は「右折・左折」に算入しないこととする。

- (4) 信号機の表示は、原則として青、黄、赤の切り替えとし、信号機のある交差点には横断歩道及び停止線を設けるものとする。
- (5) 横断歩道には、道路標識（407-A・B）及び道路標示（201）を設けるものとする。
- (6) 踏切には、踏切敷を表示する白線（幅0.45メートルのもの。）又は踏切の手前の側端から0.5メートル手前の地点に停止線を設けるものとする。
- (7) 交差点及び狭路コース（曲線コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び鋭角コースをいう。以下同じ。）の入口には、走行順路を教示するための番号表示板等を設けるものとする。
- (8) 曲線コース、屈折コース、方向変換コース及び鋭角コースは規則別表第3によるものとし、それぞれの出入口部のすみ切り半径は、大型免許用コース（以下「大型コース」という。）、大型第二種免許用コース（以下「大型二種コース」という。）並びに中型免許及び中型第二種免許用コース（以下「中型コース」という。）については3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許用コース（以下「準中型・普通コース」という。）については2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許用コース（以下「二輪コース」という。）については1メートル以上とする。

なお、これらのコースのすみ切り半径がこの基準に満たないものであるときは、右折により進入及び離脱させるものとする。ただし、コース左側端からおおむね1メートル離れた位置から容易に左折進入できる形態の場合は、この限りではない。

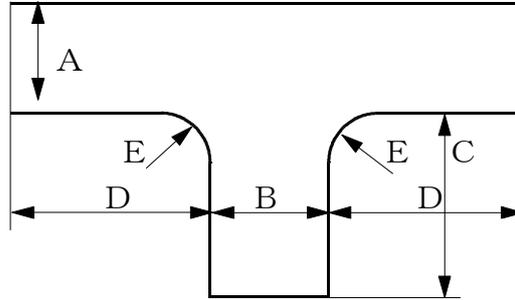
鋭角コースにおいてコース外側の曲角部をコース内側の切取線と平行に切り取ることができるが、この場合の長さは、大型二種コース及び中型第二種免許用コースについては2.5メートル以内、普通第二種免許用コースについては1.8メートル以内とする。

- (9) 「坂道コースの走行」には、上り坂における停止及び発進を含むものとする。
- (10) 牽引免許及び牽引第二種免許に係る「曲線コースの走行」は、中型コース又は大型二種コースで行うものとする。ただし、大型二種コースとする場合は、別添3の4(2)によるものとする。
- (11) 大型特殊免許、大型特殊第二種免許及び大特車の農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するための牽引免許に係る「方向変換」は、試験車の大きさに適した中型コース又は準中型・普通コースで行うものとする。

なお、中型コースの代わりに大型二種コースとしても差し支えないが、いずれとす

るかは、免種ごとに県内で統一すること。

- (12) 自衛官が最大積載量6,000キログラム以上、長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車によって最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を牽引して運転するための牽引免許に係る方向変換コース（以下「自衛隊牽引コース」という。）は、次のとおりとする。



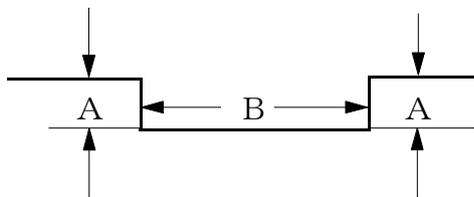
区分	幅		奥行	出入口部の長さ	すみ切り半径
記号	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)	D (メートル)	E (メートル)
寸法	8.0	7.0	13.0	※	1.5

※ 牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上

- (13) 前記(11)及び(12)以外の牽引免許及び牽引第二種免許に係る「方向変換」は、中型コースの出入口部の長さを試験で使用する牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上として行うものとする。

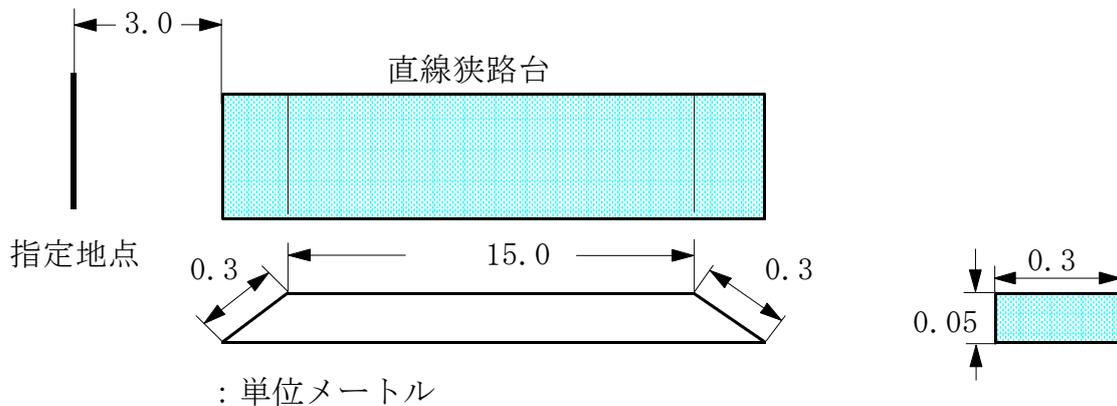
なお、中型コースの代わりに大型二種コースとしても差し支えないが、いずれとするかは、免種ごとに県内で統一すること。

- (14) 縦列駐車コースは、次のとおりとする。

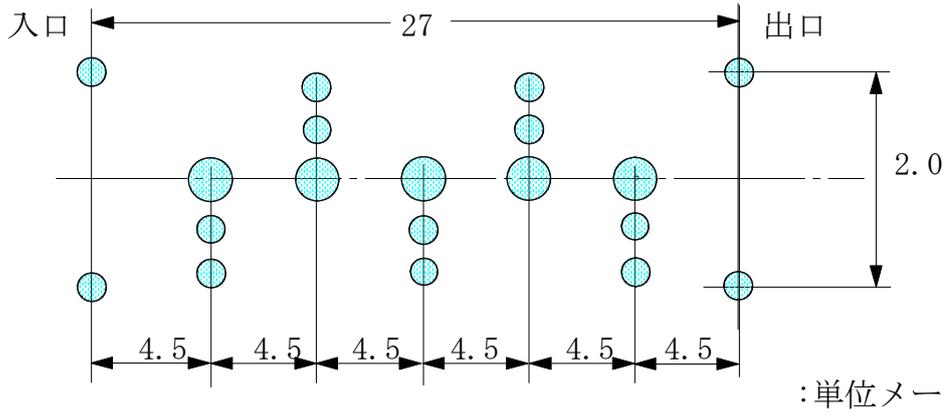


コースの種類	A (メートル)	B (メートル)
大型コース	3.0	16.5
大型二種コース	3.0	15.0
中型コース	3.0	13.0
準中型・普通コース	2.2	7.5

- (15) 直線狭路コース及び直線狭路台は、次のとおりとする。



(16) 連続進路転換コースは、次のとおりとする。



:単位メートル

注1 障害物は、ロード・コン大（高さおおむね0.70メートルで底辺の一边がおおむね0.37メートルのものをいう。以下同じ。）又はロード・コン小（高さおおむね0.45メートルで底辺の一边がおおむね0.27メートルのものをいう。以下同じ。）とし、図のように中心線上にロード・コン大を5本、その他にロード・コン小を設置する。

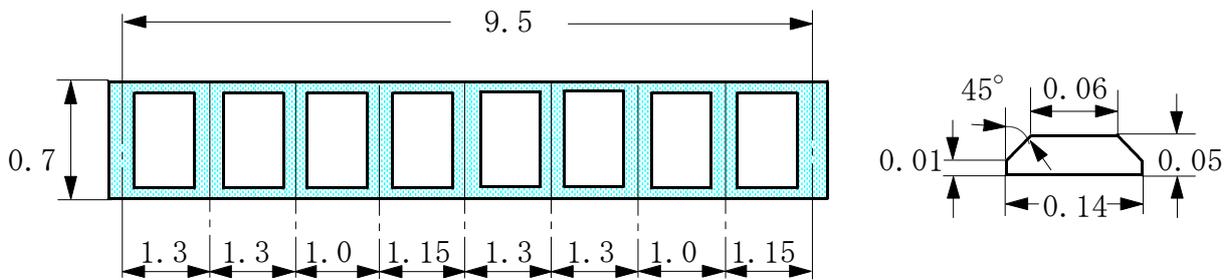
注2 進入方向は、左右いずれでもよいが、図示のとおり入口及び出口には中心線を挟み2メートルの間隔でロード・コン小を設置する。

注3 試験車にバンパー（セーフティ・パイプ）が装備されていない場合の障害物間の距離は、図の障害物の間隔から0.5メートル減じて4.0メートルとするが、入口から最初のロード・コン大まで及び最後のロード・コン大から出口までの距離を5.5メートルとし、全長は同じとする。

注4 中心線の設定位置は、縁石等からおおむね2.0メートル以上に設けること。

注5 舗装されているものとする。

(17) 波状路コースは、次のとおりとする。

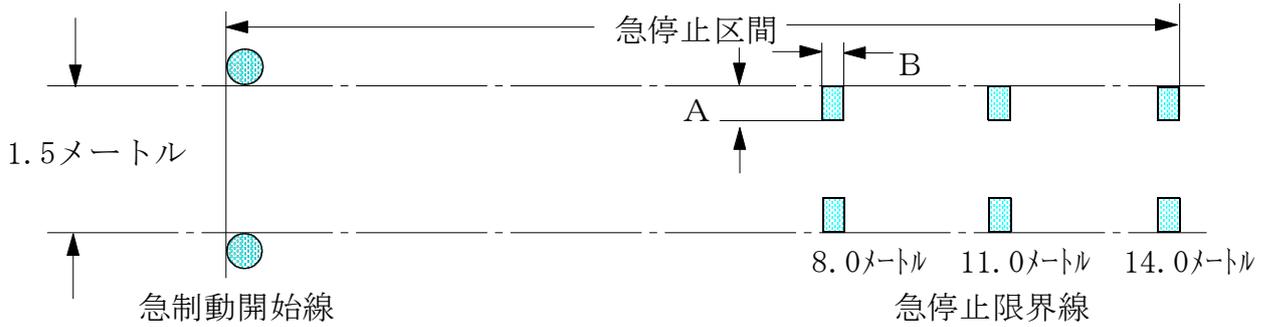


:単位メートル

注1 コースの側端は、白色の線又は金属性の枠により表示されているものであること。

注2 舗装されているものとする。

(18) 指定速度からの急停止は、次のとおりとする。



注1 急停止区間は、それぞれの指定速度について、路面の乾燥時又は湿潤時ごとに次の表のとおりとする。

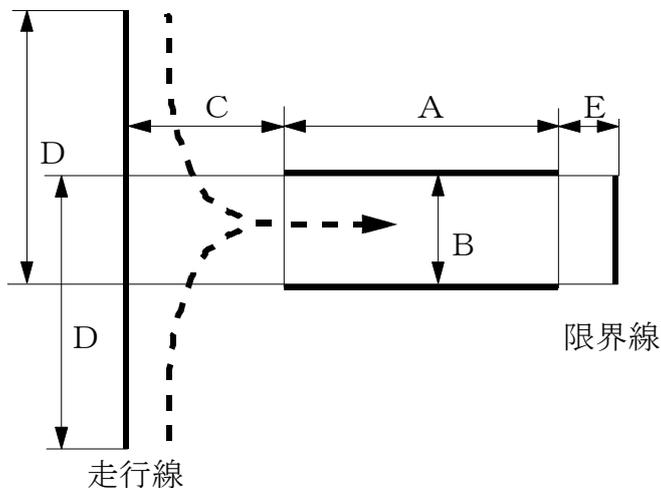
区 分	指定速度 (キロメートル毎時)	急停止区間(メートル)	
		乾燥時	湿潤時
大型二輪	40	11	14
普通二輪	40	11	14
小型二輪	30	8	11

注2 急制動開始線は、ロード・コン大とする。

注3 急停止限界線の表示は図示のとおりとし、その長さAは0.25メートル、幅Bは0.15メートルとする。

注4 舗装されているものとする。

(19) 隘路への進入コースは、次のとおりとする。



免許の種類	A(メートル)	B(メートル)	C(メートル)	D(メートル)	E(メートル)
大型・大型二種	12	3	6	12以上	2
中型・中型二種	8	2.7	6	8以上	1.5

注1 路面にラインを引く。

注2 進入方向は、右折及び左折の二種類とする。

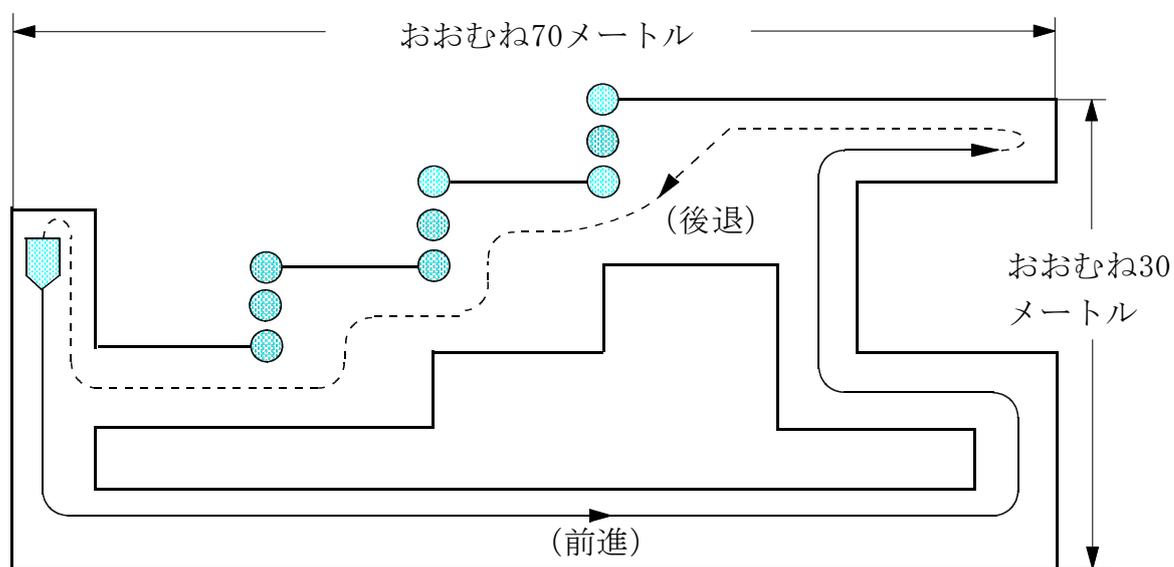
注3 右折及び左折を個別に設置しても差し支えないこととする。

注4 舗装されているものとする。

(20) 障害物設置場所の通過は、次のとおりとする。

障害物設置場所の通過は、場内試験課題設定基準による免許の種類ごとに、別添3「立体障害物設置基準」に定める障害物の設置場所とする。

(21) カタピラ限定大型特殊免許に係るコースの形状は次のとおりとする。(例示)



注1 コース幅員は、試験車の車体（本体の部分）の幅に2メートルを加えたものとする。

注2 走行は、前進及び後退とする。

別添2 路上試験課題設定基準

1 路上試験の課題設定基準は、次のとおりとする。

課題		免許の種類				
		大型・中型	準中型	普通	大型第二種 中型第二種	普通第二種
信号通過又は一時停止		3回以上	3回以上	1回以上	3回以上	3回以上
右折・左折		それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上
横断歩道の通過		4回以上	4回以上	2回以上	6回以上	6回以上
路端への停車及び発進			1回	1回	3回	4回
転回						1回
走行距離（メートル）		5,000以上	5,000以上	4,500以上	6,000以上	6,000以上
場内 コース	鋭角コースの走行				1回	1回
	方向変換又は縦列駐車	1回	1回	1回	1回	1回
	障害物設置場所の通過	1回	1回	1回	1回	1回

※ 普通免許及び普通第二種免許については、新試験方法におけるAT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目並びに旧試験方法によるものを示す。

2 試験コースの設定は、次のとおりとする。

- (1) 普通第二種免許に係る「信号通過又は一時停止」は、信号機の信号によらない一時停止を2回以上含めるものとする。
- (2) 「右折・左折」の回数は、進路変更を明確に行うことができる道路におけるものとする。

なお、環状交差点における右左折は「右折・左折」の回数に含めないこととする。

- (3) 「横断歩道の通過」の回数には、信号機が設置された横断歩道であっても、当該横断歩道を通過する際に、信号機の表示する信号により、試験車両の進行及び歩行者の横断の両方が禁止されていない状態であれば含めることができるものとする。
- (4) 路端への停車及び発進

ア 準中型免許及び普通免許については、停車禁止場所を含まない場所における直前合図による停車（荷物の積卸し、休憩等のための停車を想定）を1回とする。

イ 大型第二種免許及び中型第二種免許については、指定場所における停車（路線バスの停留所への停車を想定）を3回とする。

ウ 普通第二種免許については、指定場所における停車（旅客の乗車を想定）を1回及び直前合図による停車（旅客からの停止要請を想定）を3回とするが、直前合図による停車のうちの1回は、停車禁止場所を含む場所を設定すること。また、これらの停車を行う順序については問わないこととする。

エ 指定場所の目標物は、目標物の中心線が容易に判断でき、路端に近接して設置されていて視認性が良く、かつその高さは、大型第二種免許及び中型第二種免許については路線バス停留所表示板の支柱以上とし、普通第二種免許についてはガードレ

ールの支柱程度以上とする。

なお、指定場所は、不測の状況が発生し停車できない場合に備えて、2次、3次の指定場所を設定しておくこと。また、同一道路で複数箇所設定する場合は、おおむね500メートル以上空けることとする。

- (5) 普通第二種免許の転回は、歩車道の区別がある道路において行うこととし、おおむね100メートル以上200メートル以下の区間で設定することとする。

(6) コース環境

ア 大型免許及び中型免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとし、そのうちに50キロメートル毎時以上で2,000メートル以上走行可能な道路を含めることとする。

イ 準中型免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとする。

ウ 普通免許は、40キロメートル毎時以上の走行が可能である道路を含めることとする。

エ 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとし、そのうちに50キロメートル毎時以上で1,200メートル以上走行可能な道路を含めることとする。また、歩行者及び車両が共に通行しており、視界に歩行者や軽車両が途切れない環境で、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路（以下「生活道路」という。）を600メートル以上1,200メートル以下含めることとする。

なお、生活道路については、歩行者や軽車両の往来がそれほど頻繁でなくても、駐車車両が多くあり、その間から歩行者が出てくる可能性があるような道路であってもよいものとし、大型第二種免許及び中型第二種免許の生活道路については、中央分離帯のない片側1車線で路線バスが運行している道路、若しくは片側2車線であっても駐車車両が多くあるような道路、又は中央分離帯があるが駐車車両が多くあるような道路であってもよいものとする。

- (7) 場内コースにおける方向変換コース及び鋭角コースの進入方法は、それぞれ2種類以上とする。

別添3 立体障害物設置基準

場内コースに設置する障害物は、次のとおりとする。

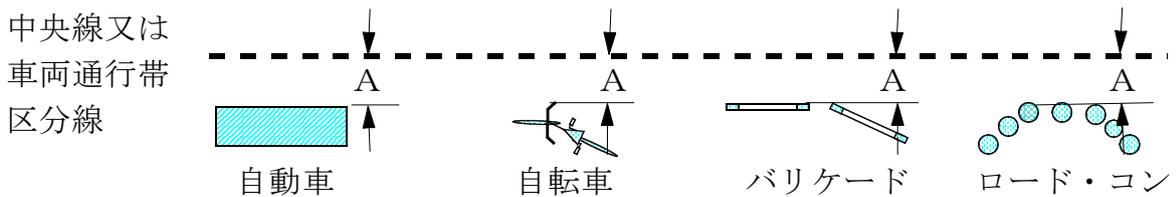
1 障害物の設置場所

幹線コース又は周回コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び曲線コースの5コースとする。

2 障害物の設置例

(1) 幹線コース又は周回コース

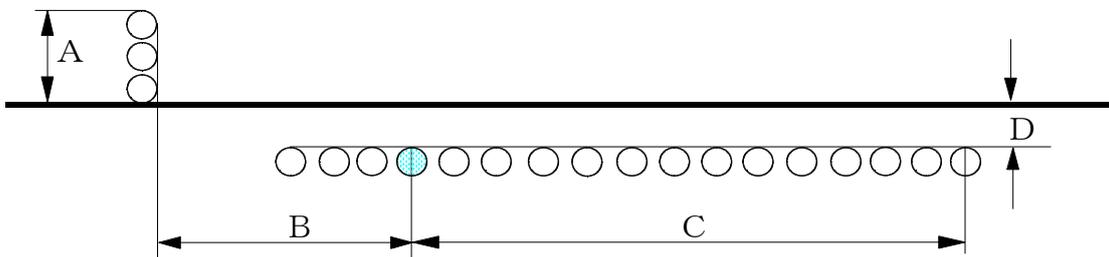
ア 駐車車両、道路工事、路上放置物その他道路上の障害物に模して設置する場合
設置場所は、中央線又は車両通行帯区分線から左へおおむね1メートル以上2メートル以下の間隔を保つものとする。



A (メートル)	1.0以上2.0以下
----------	------------

イ 大型自動車及び中型自動車に係る路端における停車及び発進の課題のために設置する場合

前方障害物



※ ●印は停車位置目標のポール

免許の種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)	D (メートル)
大型	2.5	8.0	12.0以上	0.3
大型二種	2.5	5.0	10.0以上	0.3
中型・中型二種	2.5	4.0	8.0以上	0.3

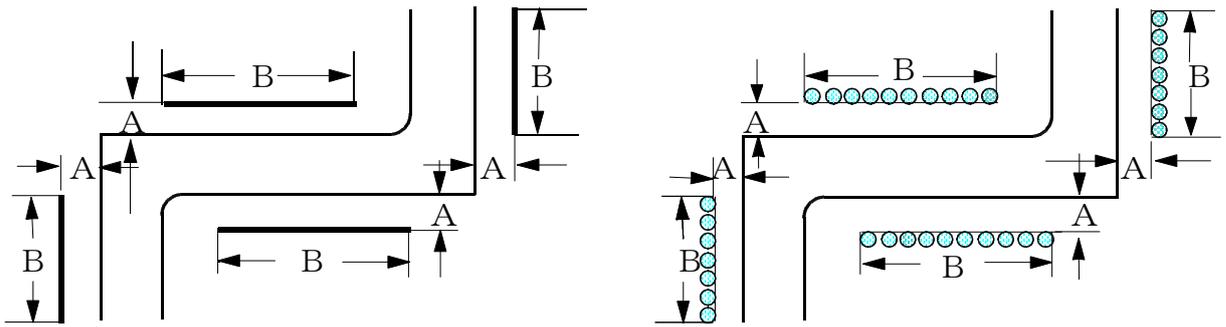
注1 障害物は高さ2メートル以上のポールとし、ポール間の距離は1メートル以下とする。また、停車位置目標のポールは、他のポールとは色を変更する等により容易に判別できるようにすること。

注2 前方障害物については、その下を普通自動車等が走行できるような吊り下げ式としてもよいこととする。

注3 原則として、前方障害物の手前に、BとCを足した距離の2倍以上（大型であれば40メートル以上）の距離が確保できる場所に設置すること。

(2) 屈折コース

ア 大型コース、大型二種コース、中型コース及び準中型・普通コース

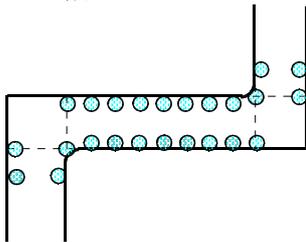


コースの種類	A (メートル)	B (メートル)
大型コース	1.50	5.0以上
大型二種コース	1.80	5.0以上
中型コース	0.75	5.0以上
準中型・普通コース	0.25	4.0以上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

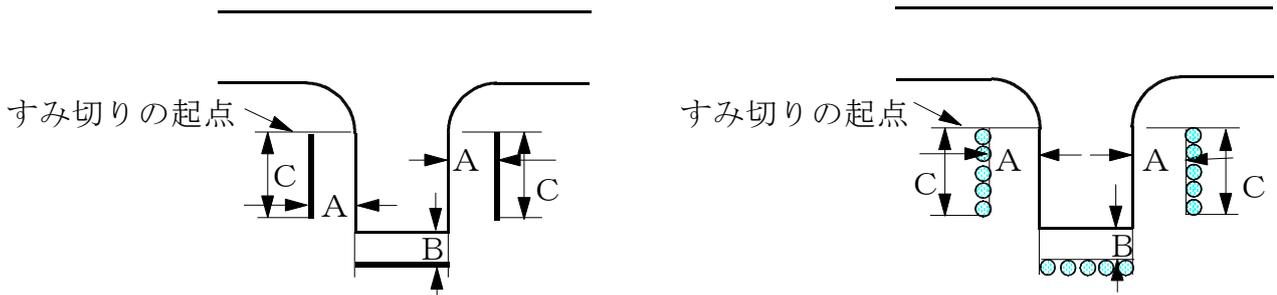
イ 二輪コース



注 障害物は、図示のとおりロード・コン小をコース内側に接して設置すること。

また、その間隔は、おおむね1メートルとする。

(3) 方向変換コース



コースの種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)
大型コース・大型二種コース ・中型コース	0.5	1.0	5.0
準中型・普通コース	0.25	0.5~0.8	3.0
自衛隊牽引コース	0.5	1.0	10.0

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(4) 縦列駐車コース

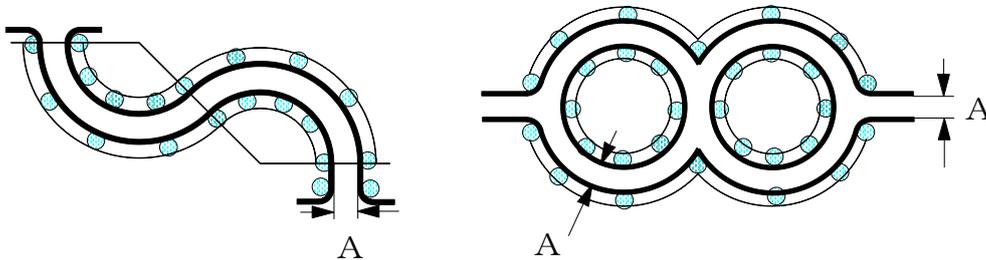


コースの種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)
大型コース	3.0	16.5	おおむね3.0
大型二種コース	3.0	15.0	おおむね3.0
中型コース	3.0	13.0	おおむね3.0
準中型・普通コース	2.2	7.5	おおむね2.0

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(5) 二輪曲線コース



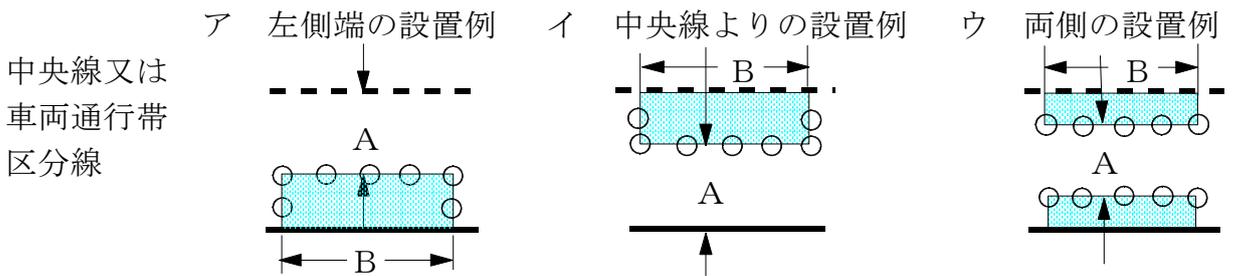
A (メートル)	2.0
----------	-----

注 障害物は、ロード・コン大をコース側端の外側に沿って設置すること。

3 障害物設置場所等の例外

前記1及び2により障害物を設置できない場合は、次によるものとする。

(1) 幹線コース又は周回コースの駐車車両、道路工事、路上放置物その他道路上の障害物に模して設置する場合



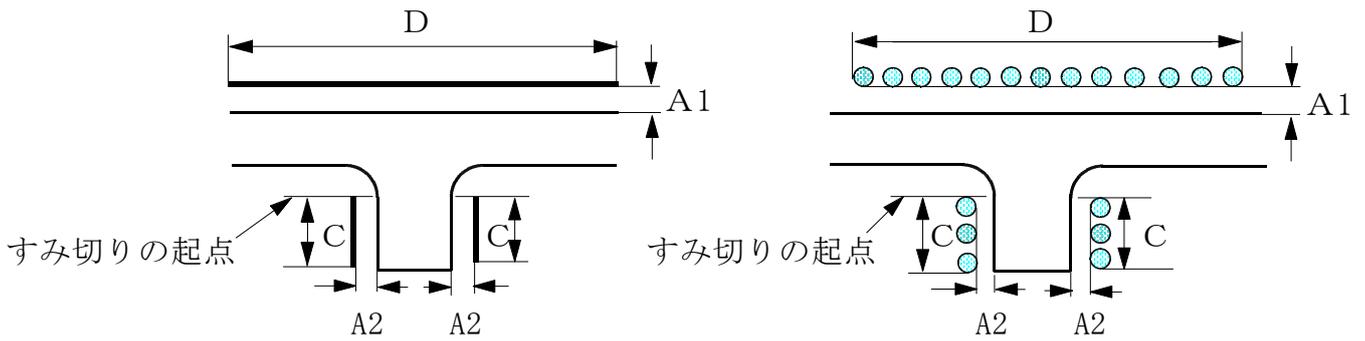
免許の種類	A (メートル)	B (メートル)
大型・中型・大型特殊・牽引・大型第二種・ 中型第二種・大型特殊第二種・牽引第二種	3.0	おおむね 3.0~5.0
準中型・普通・普通第二種	2.3	同上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(2) 方向変換コース

後方に障害物を設置できない場合は、次のとおりとする。



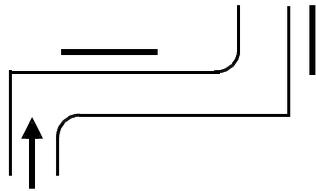
コースの種類	A 1 (メートル)	A 2 (メートル)	C (メートル)	D (メートル)
大型コース	1.5	0.5	5.0	18.0以上
大型二種コース	1.8	0.5	5.0	18.0以上
中型コース	0.5	0.5	5.0	18.0以上
準中型・普通コース	0.25	0.25	3.0	12.0以上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

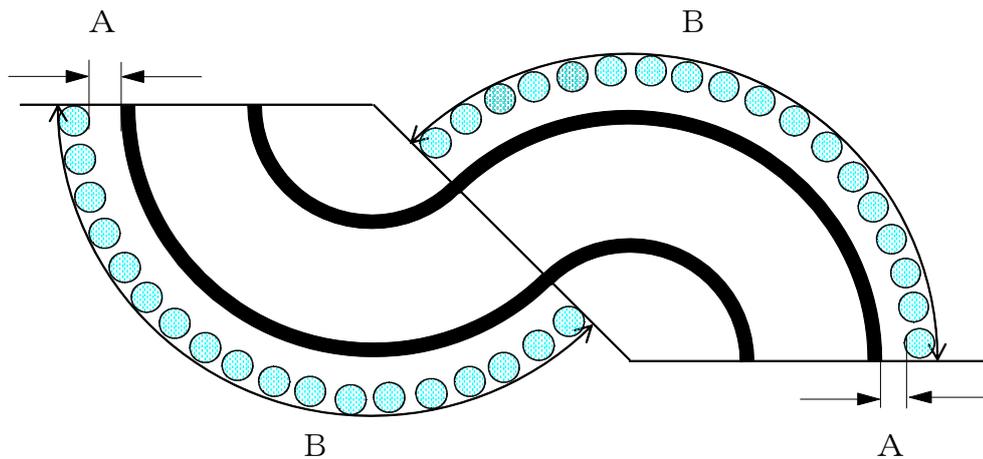
(3) 屈折コース

ア 一方通行の場合は、二輪コースを除き、次の2カ所でよいものとする。



注 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

イ コースの形態により設置できない場合は、曲線コースを使用し、次により設置するものとする。

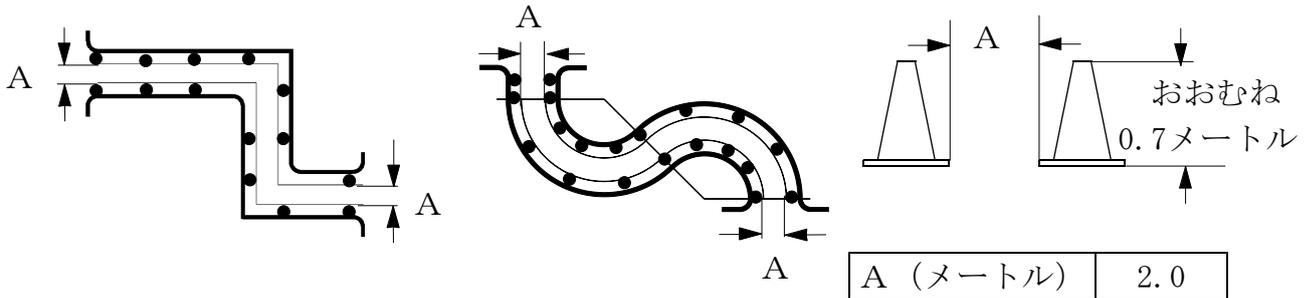


コースの種類	A (メートル)	B
大型コース・ 大型二種コース	1.0	円周の 3 / 8
中型コース	0.4	円周の 3 / 8
準中型・普通コース	0.0	円周の 3 / 8

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

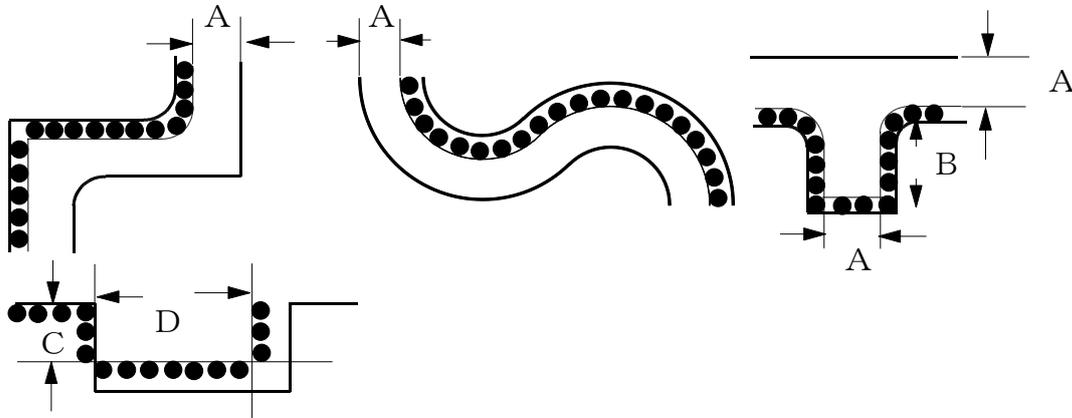
(4) 準中型・普通コースを用いて二輪車に係る試験を行う場合



注1 縁石代用の障害物は、図の黒点にロード・コン大を設置すること。

注2 屈折コースには、更にロード・コン小を設置すること。その設置方法は、「2 障害物の設置例 (2) 屈折コース イ 二輪コース」のとおりとする。

(5) 準中型・普通コースを用いて総排気量0.66リットル以下の普通自動車に係る試験を行う場合

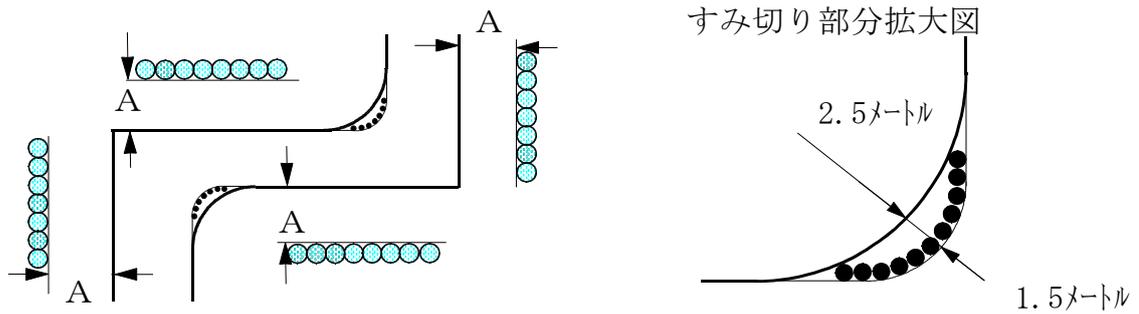


注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

4 大型二種コースを用いて中型自動車に係る試験を行う場合

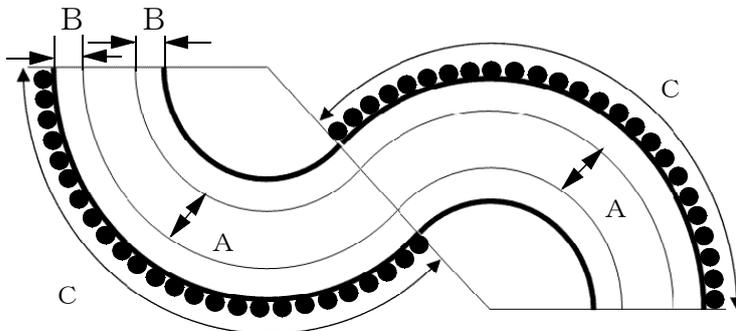
(1) 屈折コース



注1 縁石の代用として、すみ切り部分の黒点に小パイロン(高さおおむね0.07メートルの円柱状のものをいう。以下同じ。)を設置する等により、半径を1.5メートルとすること。

注2 移動式障害物等により、Aの距離を0.75メートルとすること。

(2) 曲線コース

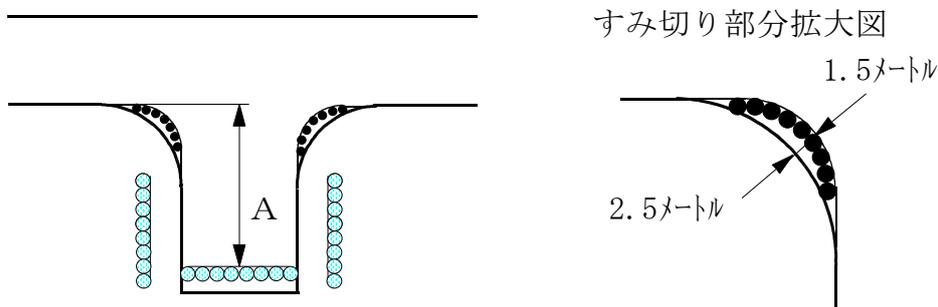


A (メートル)	B (メートル)	C
4.0	0.5	円周の3/8

注1 コース側端から内側0.5メートルの距離のところを引くこと。

注2 図の黒点に(縁石に沿って)ロード・コンを設置すること。この場合のロード・コンは、障害物設置場所の通過とはみなさないものとする。

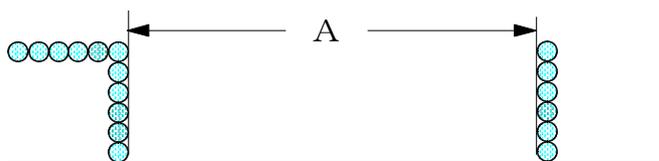
(3) 方向変換コース



注1 縁石の代用として、すみ切り部分の黒点に小パイロンを設置する等により、半径を1.5メートルとすること。

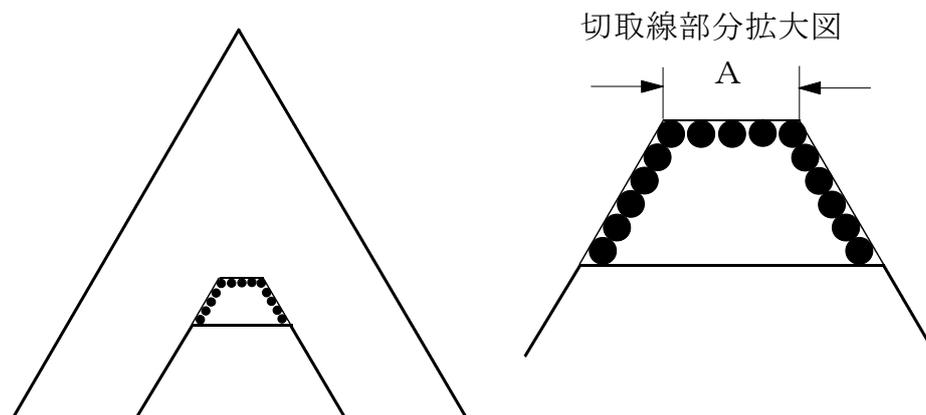
注2 原則として後方に移動式障害物等を設置し、Aの距離を9メートルとすること。

(4) 縦列駐車コース



注 移動式障害物等により、Aの距離を13メートルとすること。

(5) 鋭角コース



注 縁石の代用として、図の黒点に小パイロンを設置する等により、切取線の長さAを0.5メートルとすること。

別添4 試験用自動車基準

試験用自動車の基準は、次のとおりとする。

1 標準試験車

免許の種類	自動車の区分	車体の大きさ (メートル)			装置
		長さ	幅	軸距	
大型免許及び大型仮免許	最大積載量10,000キログラム以上の大型自動車	11.00以上 12.00以下	2.40以上 2.50以下	6.90以上 7.20以下	補助ブレーキを有するもので、3軸以上有するもの
中型免許及び中型仮免許	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00以上 8.00以下	2.25以上 2.50以下	4.10以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること
準中型免許及び準中型仮免許	最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型自動車で、前輪軸距が1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキを有するものであること
普通第二種免許、普通免許及び普通仮免許	乗車定員5人以上の普通乗用車で、軸距が1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキを有するものであること
大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）				

大型二輪免許	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（当分の間、AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの	総排気量0.700リットル以上（当分の間、AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの			
普通二輪免許	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪免許にあっては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの			
牽引免許及び牽引第二種免許	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの	牽引車は四輪車の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未満、第5輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る			
大型第二種免許及び大型仮免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上 11.00以下	2.40以上 2.50以下	5.15以上 5.35以下	補助ブレーキを有するものであること
中型第二種免許及び中型仮免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.20以上 9.30以下	2.25以上 2.50以下	4.20以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること

※ 公安委員会が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、公安委員会が指定した自動車を使用するものとする。

2 特例試験車

特別の必要がある場合	免許の種類	試験車	免許の限定
自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合	大型免許及び大型仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車 (注) コースについては中型コース基準によるものとする。また、立体障害物設置基準に定める屈折コースにおける立体障害物の設置位置は、コース側端から0.90メートルとすることができる。	大型自動車は自衛隊用自動車に限るものとする
	普通免許及び普通仮免許	最大積載量3/4トン以上の四輪の自動車	限定なし
	牽引免許	1 被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車、中型自動車又は普通自動車(専ら牽引のために使用されるものを除く。)で牽引しているもの 2 最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車(牽引するための構造及び装置を有するものに限る。)で牽引しているもの	1 限定なし 2 カタピラを有する大型特殊自動車による牽引に限るものとする
大型特殊自動車のうち農耕作業用自動車のみを運転するため大型特殊免許の申請があった場合	大型特殊免許	車両総重量1,300キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの	大型特殊自動車は農耕作業用自動車に限るものとする

<p>大型特殊免許を有する者が農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するため牽引免許の申請があった場合</p>	<p>牽引免許</p>	<p>最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量1,500キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車（被牽引車を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のものに限る。）が牽引しているもの</p>	<p>農耕作業用自動車による牽引に限るものとする</p>
<p>普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラ以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のもののみを牽引するため牽引免許の申請があった場合</p>	<p>牽引免許及び牽引第二種免許</p>	<p>キャンピングトレーラその他の車両総重量2,000キログラム未満の被牽引車で、セミトレーラに該当しないもの</p>	<p>セミトレーラ以外の車両総重量2,000キログラム未満のものに限るものとする</p>
<p>規則第24条第6項ただし書（特別の必要がある場合を除く。）に該当する者から免許の申請があった場合</p>	<p>各種免許</p>	<p>「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について」（令和5年6月5日付け運免第218号）の別表2に掲げる自動車と同一規格のもので補助ブレーキを有するもの</p>	<p>同通達の定めるところにより運転することができる自動車に限るものとする</p>

別添5 技能審査課題設定基準

1 規則第18条の5に係る技能審査課題設定基準は、次の表のとおりとする。

(1) 技能審査課題設定基準

免許の種類	免許の条件等	審査用車両	課題	走行距離 (メートル)	合格基準
大型免許	「大型車はマイクローバスに限る」 「大型車は自衛隊用自動車に限る」	大型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70点以上
中型免許	「中型車は中型車（8 t）に限る」	中型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過（AT限定条件が付されている場合は、坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表において同じ。）も実施する。）	おおむね 1,200	70点以上
準中型免許	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5 t）に限る」	車両総重量5,000キログラム以上の準中型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過（AT限定条件が付されている場合は、坂道コースの走行も実施する。）	おおむね 1,200	70点以上
	「準中型車（5 t）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る」	車両総重量5,000キログラム以上の準中型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70点以上

普通免許	「普通車はAT車に限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「普通車は軽車(360)に限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上 別添6 2 自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準
	「普通車は軽車(550)に限る」 「普通車は軽車(660)に限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「普通車は○○t以下に限る」 「普通車は長さ○m幅○m以下の車両に限る」	普通免許に係る標準試験車又は限定された普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「普通車はミニカーに限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね2,000	70点以上
	「普通車はサポートカーに限る」	サポートカーに該当しない普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道及び障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上

大型特殊 免許	「大特車はカタ ピラ車に限る」 「大特車は農耕 車に限る」	大型特殊 免許に係る 標準試験車 又は特例試 験車	幹線コース及び周回 コースの走行、交差点 の通行、横断歩道及び 踏切の通過、方向変換 並びに障害物設置場所 の通過	おおむね 1,200	70点以 上
大型二輪 免許	「二輪車はA T 車に限る」 「二輪車は特定 二輪のA T車に限 る」 「大型二輪は電 動大型二輪車に限 る」	大型二輪 免許に係る 標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 1,500	70点以 上
普通二輪 免許	「普通二輪はA T車に限る」 「普通二輪は小 型二輪に限る」 「普通二輪は特 定二輪のA T車に 限る」	普通二輪 免許に係る 標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	70点以 上
牽引免許	「けん引はカタ ピラ車に限る」 「けん引は農耕 車に限る」 「セミトレーラ 以外の総重量2 t 未満の被けん引車 に限る」	牽引免許 に係る標準 試験車又は 特例試験車	幹線コース及び周回 コースの走行、交差点 の通行、曲線コースの 走行、横断歩道及び踏 切の通過、方向変換並 びに障害物設置場所の 通過	おおむね 1,200	70点以 上
大型第二 種免許	「大型車はマイ クロバスに限る」	大型第二 種免許に係 る標準試験 車	幹線コース及び周回 コースの走行、交差点 の通行、横断歩道の通 過、曲線コース、屈折 コース及び鋭角コース の走行、方向変換、路 端における停車及び発 進、隘路への進入並び に障害物設置場所の通 過	おおむね 1,200	80点以 上

中型第二種免許	「中型車は中型車（8 t）に限る」 「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5 t）に限る」	中型第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過（AT限定条件が付されている場合は、坂道コースの走行も実施する。）	おおむね 1,200	80点以上
	「準中型車（5 t）、普通車及び旅客車は自三車、軽車(360)に限る」 「準中型車（5 t）及び普通車の旅客車は自三車に限る」	中型第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
普通第二種免許	「普通車はAT車に限る」 「普通車の旅客車はAT車に限る」	普通第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び鋭角コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
大型特殊第二種免許	「大特車はカタピラ車に限る」	大型特殊第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
牽引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」 「セミトレーラ以外の総重量2 t未満の被けん引車に限る」	牽引第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コースの走行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上

大型仮免許	「大型車はマイクロバスに限る」 「大型車は自衛隊用自動車に限る」	大型仮免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	60点以上
中型仮免許	「中型車は中型車（8 t）に限る」	中型仮免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	60点以上
準中型仮免許	「準中型車は準中型車（5 t）に限る」	車両総重量5,000キログラム以上の準中型免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 2,000	70点以上
普通仮免許	「普通車はAT車に限る」	普通仮免許に係るMT自動車の標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	60点以上
	「普通車はサポートカーに限る」	サポートカーに該当しない普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道及び障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70点以上

(2) AT限定普通免許及びAT限定普通第二種免許に係る技能審査課題設定基準の細目

課題		免許の種類	
		普通	普通第二種
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下	1回以上2回以下
	周回カーブ	2回以上	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		1回以上	1回以上
踏切の通過		1回以上	1回以上
曲線コースの走行		1回（普通コース）	1回（普通コース）
屈折コースの走行		1回（普通コース）	1回（普通コース）
鋭角コースの走行			1回（普通コース）
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上2回以下	1回以上2回以下
方向変換		1回（普通コース）	1回（普通コース）
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上
総走行距離（メートル）		おおむね1,200	おおむね1,200

2 法第91条の2第3項に係る技能審査課題設定基準は、次のとおりとする。

(1) 対象となる免許の条件及び免許

「普通車はサポートカーに限る」の条件が付された普通免許

(2) 審査用車両

サポートカーに該当しない普通自動車（MT自動車及びAT自動車、車体の大きさ等を問わない。）で、運転者席の横に乗車装置を有するものについては、補助ブレーキを有するもの。

なお、上記に適合したものであれば持込み車両を用いることができるものとし、当該車両の車体の大きさ等が標準試験車の基準を下回るものであっても、これに関する条件を付す必要はない。

(3) 技能審査課題

課 題		回 数
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上
	周回カーブ	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過		1回以上
障害物設置場所の通過		1回以上

(4) 総走行距離

おおむね1,200メートル

(5) 合格基準

70点以上の成績とする。

別添6 採点基準

1 試験の採点基準

(1) 安全措置及び運転姿勢

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
安全措置不適	5 (10)	5 (10)	運転に必要な安全措置をしない場合 ()は、法第71条の3第1項に違反した場合
運転姿勢不良 (四輪)	5	5	正しい姿勢で四輪車の運転をしない場合
運転姿勢不良 (二輪)	—	10	正しい姿勢で二輪車の運転をしない場合

(2) 発進

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
アクセルむら	⑤	⑤	アクセルとクラッチの調和が不円滑な場合
エンスト	⑩	⑤	操作不良等のためエンジンの作動が停止した場合
逆行小	10	10	進行しようとする方向に対して逆行した場合
逆行中	20	20	進行しようとする方向に対して著しく逆行した場合
逆行大	危	危	進行しようとする方向に対して逆行し危険な場合
発進手間どり	⑩	⑤	判断不良又は操作不良のため発進に手間どった場合
発進不能	危	危	発進に著しく手間どり他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 速度維持

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
指定時間過不足	—	5	直線狭路台を決められた時間以上をかけて走行しない場合又は連続進路転換コースを決められた時間以下で走行しない場合
速度維持 (課題外速度)	⑩	⑩	加速緩慢などのため必要な速度を出せない場合
速度維持 (課題速度)	—	10	指示した速度を出さない場合
指定速度到達不能	—	危	指定速度からの急停止で、指示した速度に達しない場合

(4) 合図及び安全確認

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
合図不履行等 (発進)	5	5	路端から発進する場合に進路を変えるための合図が不適切な場合
合図不履行等 (進路変更)	5	⑤	同一方向に進行しながら進路を変える場合に法第53条第1項又は第4項に違反した場合
合図不履行等 (右左折)	5	⑤	右折又は左折する場合に、法第53条第1項又は第4項に違反した場合
合図不履行等 (環状交差点)	5	—	環状交差点を出る場合に、法第53条第2項又は第4項に違反した場合
安全不確認	10	10	法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段、法第33条第1項(停止を除く。)若しくは法第71条第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない場合

(5) 制動

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
惰力走行	⑤	⑤	エンジブレーキを活用しないで惰力走行した場合
	5	5	坂道でエンジブレーキを活用しないで惰力走行した場合
制動操作不良	⑤	⑤	ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブレーキをかけていない場合、路端への停車及び発進の課題による停車中にギアをニュートラル(AT車はパーキング)とし、ハンドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていない場合、二輪車でブレーキペダル側の足をついて停止若しくは発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合
制動操作不良 (クリーブ)	10	5	停止状態を保持すべき場合にクリーブ現象のため移動した場合
速度速過ぎ小	10	10	道路及び交通の状況に適した速度より速い速度の場合(徐行義務のあるときを除く。)
速度速過ぎ大	20	20	道路及び交通の状況に適した速度より著しく速過ぎる速度の場合(徐行義務のあるときを除く。)又はカーブ内でブレーキをかけた場合
急停止区間超過	—	危	指定速度からの急停止で、急停止区間内に停止できない場合
暴走	危	危	ブレーキ操作又はアクセル操作不良のため暴走した場合

(6) 操向

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
切り返し	10	5	操作不良又は判断不良のため切り返しをした場合
急ハンドル	10	10	走行中に急激なハンドル操作をした場合
ふらつき小	10	10	ハンドル操作が不安定な場合又は二輪車のバランスを保てない場合
ふらつき大	危	20	走行中に大きくふらついた場合
転倒	—	危	二輪車で車体を倒した場合
通過不能	危	危	1 切り返しをしたため他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合 2 直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び狭路コースを通過できない場合

(7) 車体感覚

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
停止位置不適	5	5	停止したが、停止線の直前で停止しない場合又は指示した場所に車体の指定個所を一致させて停止しない場合
巻き込み防止措置不適	10	5	四輪車が左折する場合又は環状交差点に入る場合に、巻き込みを防止する措置をしないとき
側方等間隔不保持	20	20	車体の周囲に安全な間隔を保たない場合
脱輪小	10	5	車輪を縁石などに接触させた場合又は車輪の一部をコース側端から逸脱させた場合
脱輪中	—	20	四輪車で車輪が縁石又はコース側端から逸脱し、直ちに停止した場合
脱輪大	危	危	車輪が縁石若しくはコース側端から逸脱した場合（四輪車で直ちに停止しない場合を含む。）又は隘路への進入の課題において切り返し範囲を逸脱した場合
接触小	—	20	車体が障害物に軽く接触した場合
接触大	危	危	接触事故となるおそれがある場合又は路端における停車及び発進の課題において切り返し範囲を逸脱した場合

(8) 通行区分

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
路側帯進入	20	—	法第17条第1項又は法第47条第3項に違反した場合
通行帯違反	10	5	法第20条第1項若しくは第2項に違反した場合又はみだりに車両通行帯からはみ出した場合

追いつかれ義務違反	10	—	法第27条第1項又は第2項に違反した場合
バス等優先通行帯違反	10	—	法第20条の2第1項に違反した場合
軌道敷内違反	10	—	法第21条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
右側通行	危	危	法第17条第4項に違反し又は同条第5項に該当する場所で道路の中央から左の部分に障害があり、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、道路の中央から右の部分にはみ出したとき
安全地帯等進入	危	危	法第17条第6項に違反した場合

(9) 進路変更等

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
進路変更違反 (狭路コース)	—	5	狭路コースへ左折する場合に法第34条第1項前段に違反したとき
進路変更違反 (交差点)	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段、第2項前段若しくは第4項前段若しくは法第35条の2第1項前段若しくは第2項前段に違反した場合又は転回（環状交差点における転回を除く。）する直前に、左にハンドル操作をした場合
進路変更 禁止違反	20	10	法第26条の2第1項又は第3項に違反した場合
後車妨害	危	危	法第26条の2第2項に違反した場合又は進路変更の時機を失い車両の妨害となった場合

(10) 直進、右左折等

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
右左折方法違反	5	5	法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段又は法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段（いずれも徐行を除く。）に違反した場合
安全進行違反	10	10	法第36条第4項後段若しくは法第37条の2第3項後段に違反した場合又は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合
課題不履行	10	—	技量未熟等のため余裕を持って行える状況にもかかわらず停車又は転回をしない場合
徐行違反	20	20	法第25条第1項若しくは第2項（いずれも徐行のみ。）、法第31条ただし書、法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段、第35条の2第1項後段若しくは第2項後段（いずれも徐行のみ。）、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第42条に違反した場合
進行方向別 通行区分違反	20	10	法第35条第1項に違反した場合
			法第50条第1項若しくは第2項に違反した場合又は黄色

交差点等 進入禁止違反	20	20	の信号が表示された場合において停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず横断歩道若しくは自転車横断帯若しくは交差道路に入って停止したとき
信号無視	危	危	法第7条に違反した場合
優先判断不良	20	10	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反するに至らないが先行できる車両等に進路を譲らない場合
進行妨害	危	危	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反した場合
横断等禁止違反	危	危	法第25条の2第1項又は第2項に違反した場合
指定場所 不停止	危	危	法第43条前段に違反した場合

(11) 歩行者保護等

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
泥はね運転	10	10	法第71条第1号に違反した場合
横断者保護 違反	20	—	法第38条第1項前段若しくは第3項又は法第71条第3号に違反した場合
歩行者保護 不停止等	危	—	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第2号、第2号の2若しくは第2号の3に違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合
安全間隔 不保持	危	危	法第18条第2項に違反した場合

(12) 最高速度、踏切通過及び駐車等

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
踏切内変速	5	5	踏切を通過する場合に変速装置を操作したとき
駐車措置違反	5	5	法第71条第1項第5号に違反した場合又はその他車両の停止状態を保つための措置をしない場合
警音器使用 制限違反等	10	10	法第54条第1項又は第2項に違反した場合
急ブレーキ 禁止違反	10	10	法第24条に違反した場合
車間距離 不保持	10	10	法第26条に違反した場合
駐停車方法 違反	10	5	法第47条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
緊急車妨害	20	—	法第40条第1項若しくは第2項又は法第41条の2第1項

			若しくは第2項に違反した場合
合 図 車 妨 害	20	20	法第25条第3項、法第31条の2、法第34条第6項又は法第35条第2項に違反した場合
速 度 超 過	20	20	法第22条第1項に違反した場合又は指示した速度を超過した場合
踏 切 不 停 止 等	危	危	法第33条第1項（安全確認を除く。）若しくは第2項又は法第50条第2項（踏切のみ。）に違反した場合
追 越 し 違 反	危	危	法第20条第3項後段、法第28条第1項、第2項若しくは第4項、法第29条又は法第30条に違反した場合
割 込 み	危	危	法第32条に違反した場合
安 全 運 転 義 務 違 反	危	危	法第70条に違反したため試験官補助をした場合
安 全 運 転 意 識	10	—	他の交通に迷惑を与えたり危険を及ぼしたりして安全に運転しようとする意識がない場合
警 報	10	10	危険を回避するため、安全運転支援装置が事前警報を発した場合（場内の狭路コース走行中を除く。）
駐 停 車 違 反	20	—	法第44条第1項に違反した場合
駐 車 違 反	10	—	法第45条第1項又は第2項に違反した場合
通 行 禁 止 違 反	危	—	法第8条第1項に違反した場合

注1 減点数欄の○印は第10の1の(2)の「採点方法」という特別減点細目を示す。

注2 減点数欄の「危」は第12の1の「危険行為等」の略称を示す。

2 自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準

運転することができる準中型自動車又は普通自動車が、昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査の採点基準は、原則として試験の採点基準によることとするが、次の事項については特別減点方式を適用する。

「逆行小」、「安全不確認」、「速度速過ぎ小」、「急ハンドル」、「ふらつき小」、「進路変更禁止違反」、「安全進行違反」、「進行方向別通行区分違反」、「優先判断不良」、「泥はね運転」、「警音器使用制限違反等」、「急ブレーキ禁止違反」、「車間距離不保持」及び「警報」の10点減点細目並びに「合図不履行等（発進）」、「巻き込み防止措置不適」、「通行帯違反」、「進路変更違反（狭路コース）（交差点）」、「右左折方法違反」、「駐車措置違反」及び「駐停車方法違反」の5点減点細目については、その都度注意を与え、1回目は減点を保留し、2回以上同一減点細目に該当した場合は、1回目にさかのぼって減点すること。

別添 7 減点適用基準

減点細目	減点数		適用事項	備考
	路上	場内		
安全措置不適 [措置]	5	5	<p>安全措置をしない次の場合</p> <p>1 大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）及び普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）以外の自動車（以下「四輪車」という。）について</p> <p>(1) 運転席のドアを完全に閉めないで走行したとき。[ドア]</p> <p>(2) 発進時、後写鏡又は後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）が合っているかどうかを確認しないとき又は明らかに合っていない状態で走行したとき。[鏡]</p> <p>(3) ギアが入ったままクラッチを切らないで、エンジンを始動したとき。[ギア]</p> <p>(4) ハンド（駐車）ブレーキを戻さないで走行したとき。[手B]</p> <p>(5) オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）で、フットブレーキ又はハンド（駐車）ブレーキを用いずにエンジンを始動したとき。[B]</p> <p>(6) AT車で、停止中にフットブレーキ又はハンド（駐車）ブレーキを用いずにチェンジレバーを操作したとき。[A変速]</p> <p>(7) 大型特殊自動車（以下「大特車」という。）を走行状態にする場合に、作業機具を地上からおおむね0.5メートル上げないとき。[機具]</p>	この細目については、走行、発進、始動又は操作しようとした場合に適用し、注意を与える。
	10	10	(8) シートベルトを着用しないとき。[帯] (71の3)	
	—	5	<p>2 大型二輪車及び普通二輪車（以下「二輪車」という。）について。</p> <p>(1) 発進時、後写鏡が合っているかどうかを確認しないとき。[鏡]</p> <p>(2) サイドスタンドを戻さないとき。[スタンド]</p> <p>(3) ギアが入ったままクラッチを切らないでエンジンを始動したとき。[ギア]</p>	
			<p>四輪車の運転中、正しい姿勢をとらない次の場合</p> <p>1 シートの調節をしないため又はシート</p>	1 この細目の適用は、[四輪姿勢]及び[二輪姿

運転姿勢不良	[四輪姿勢]	5	5	<p>の調節が不適切なため、不自然な姿勢のとき。[席]</p> <p>2 ハンドルに正対していないとき。 [正対]</p> <p>3 直進中に、ハンドルの下側だけを保持し又は片手でハンドルを保持しているとき。[保持]</p> <p>4 カーブのたびに両腕を交差したままハンドルを保持しているとき。[腕]</p> <p>5 ハンドル操作のたびに上体を著しく横に傾けるととき。[上体]</p> <p>6 ブレーキペダルへの足のかけ方が、常時不適切なとき。[足]</p>	<p>勢]のそれぞれの各項について1回とする。</p> <p>2 [二輪姿勢]の第2項は、スクーター型その他の構造上ニーグリップをすることができない二輪車については適用しない。</p>
	[二輪姿勢]	—	10	<p>二輪車の運転中、正しい姿勢をとらない次の場合</p> <p>1 着座位置が不適切なため不自然な姿勢のとき。[席]</p> <p>2 必要な場合にニーグリップをしないとき。[ひざ]</p> <p>3 足先の向き又はステップバー等への足のかけ方が常時不適切なとき。[足]</p> <p>4 ハンドルグリップの保持が不適切なとき。[手]</p> <p>5 前・後輪ブレーキレバーを常時二本以下の指で操作しているとき。[指]</p> <p>6 ひじを張っているとき。[ひじ]</p> <p>7 直線狭路台を着座姿勢を保たないで走行したとき。[着座]</p> <p>8 波状路コースを立ち姿勢（スクーター型の二輪車は着座姿勢）を保たないで走行したとき。 [立ち（着座）姿勢]</p>	
アクセルむら [Aむら]		⑤	⑤	<p>1 アクセルのふかしすぎ、クラッチの急接その他発進操作不良のため、おおむね0.4Gを超える加速度を生ずる発進をした場合 [急発]</p> <p>2 アクセル若しくはクラッチの操作不良又は変速操作不良のため、車体ノックを生じた場合 [ノック]</p> <p>3 操作不良のため、おおむね3,000回転を超える空ふかしを生じた場合 [空転]</p>	<p>第二種免許においては、加速度の基準を0.3Gとする。</p>
				<p>操作不良のため、エンジンが停止した場合</p>	<p>1 次の場合は適用しない。</p> <p>(1) [脱輪大]防止時のエンスト</p> <p>(2) 指定速度からの急停止における停止時のエンスト</p>

エンスト		⑩	⑤		2 次の場合は危険行為として試験中止とする。 (1) 踏切内のエンスト (2) 直線狭路台、連続進路転換コース、波状路コースを走行中のエンスト
逆行	小	10	10	停止した地点から進行しようとする反対方向に、おおむね0.3メートル以上0.5メートル未満進行した場合	1 発進ギアを間違えて逆行した場合も適用する。 2 同一場所(停止後完全に発進できるまでの間)で逆行を繰り返した場合は、おおむね0.3メートル未満のものを含め総延べ距離によって適用する。
	中	20	20	停止した地点から進行しようとする反対方向に、おおむね0.5メートル以上1メートル未満進行した場合	
	大	危	危	1 停止した地点から進行しようとする反対方向に、おおむね1メートル以上進行した場合 2 逆行がおおむね1メートル未満でも危険な場合	
発進手間どり		⑩	⑤	発進時機の判断不良又は操作不良のため、発進に手間どった次の場合。ただし、発着点では適用しない。 1 通常発進すべき状況の時から、おおむね5秒以内に発進しないとき。 2 正常な発進及び走行をした前車に続いて発進できる状況にもかかわらず、前車がおおむね15メートル以上進行しても発進しないとき。 3 エンスト後おおむね5秒以内にエンジンを始動させないとき。	1 不要に停止し、かつ、速やかに発進しない場合も適用する。 2 適用後注意を与える。
発進不能		危	危	1 おおむね一車長の間でエンストを4回生じた場合 [4回] 2 青信号で発進しようとしたが操作不良(エンストを含む。)のため、その青信号の間停止し又は停止しているおそれのある場合 [信号] 3 優先車待ちの判断不良又は信号に対する判断不良のため、発進できる状況にもかかわらず不要に停止をしていることにより、周囲の交通に迷惑を及ぼし又は及ぼすおそれのある場合 [停止] 4 明らかな技量未熟のため、おおむね1分を過ぎても発進できない場合 [発進]	1 この細目は、左欄第1項を除き [発進手間どり] の細目を適用し、注意を与えた後に、左欄に該当した場合に適用する。 2 左欄第1項のエンストの回数には、[脱輪大] 防止時のエンスト及び「指定速度からの急停止」の課題における停止時のエ

				ンストを含む。
指定時間過不足	—	5	<p>1 前車輪の接地面部の一部が、直線狭路台の平坦部にかかってから傾斜部にかかるまでの所要時間が、大型二輪車にあつては10秒未満、普通二輪車にあつては7秒未満、小型二輪車（総排気量0.125リットル以下の原動機を有する普通二輪車をいう。）にあつては5秒未満の場合 [台]</p> <p>2 前車輪の接地面部の一部が、連続進路転換コース入口のロード・コンにさしかかってから出口のロード・コンにさしかかるまでの所要時間が、大型二輪車にあつては7秒を超え、普通二輪車にあつては8秒を超えた場合 [連]</p>	時間不足又は時間超過の場合は1秒ごとに適用する。1秒未満の端数は1秒とみなす。
速度維持	[課題外速度]	⑩	⑩	<p>道路及び交通の状況に応じた加速が不適切な次の場合</p> <p>1 通常出し得る速度に達するのが遅いとき。</p> <p>2 通常出し得る速度を維持しないとき。</p> <p>1 加速不良のため、その道路の最高速度又は通常出し得る速度よりおおむね5キロメートル毎時以上遅い速度で走行しているため交通の流れを妨げるおそれがある場合には、適用後注意を与える。</p> <p>2 [通行帯違反(低速)]を適用した場合は適用しない。</p>
	[課題速度]	—	10	<p>1 試験課題履行条件（「指定速度からの急停止」を除く。）による速度指定区間を、指示速度よりおおむね5キロメートル毎時以上遅い速度で走行した場合 [区間]</p> <p>2 「指定速度からの急停止」の課題において、指定速度に達しない速度で急制動開始線にさしかかった場合又は急制動開始線では指定速度になっていたが、その手前から制動を始めた場合 [急停止]</p> <p>1 速度指定区間は、試験前に行う指示のほか現場で再指示する。</p> <p>2 左欄第2項を適用した場合は、1回に限り試験課題のやり直しをさせること。</p>
指定速度到達不能 [到達不能]	—	危	「指定速度からの急停止」の課題において、[課題速度（急停止）]を適用したものについてやり直しをしたが、再び指定速度に達しない速度で、急制動開始線にさしかかった場合又は急制動開始線では指定速度になっていたが、その手前から制動を始めた場合	

合図不履行等	[発進合図]	5	5	<p>路端から発進する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 方向指示器を操作しないとき。 [しない] 2 発進後の進路変更が終わるまで合図を継続しないとき。[続] 3 発進後の進路変更が終わっても合図をやめないとき。[もどし] 	<ol style="list-style-type: none"> 1 この細目は、他の交通に迷惑を及ぼすおそれのある場合については適用後、注意を与える。 2 コース規模又はコースの設定方法により、進路変更又は右左折する場合の合図が規定された時間及び距離で行うのが無理なときは、進路を変える前及び右左折する前に行えば適用しない。 3 狭路コース（曲線コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び鋭角コースをいう。以下同じ。）から出る場合は、出口の手前までに合図を行えば適用しない。 4 路上試験の課題における縦列駐車[発進合図]及び方向変換[右左折合図]については、道路において行わない場合であっても、減点数は路上のものを適用する。
	[変更合図]		⑤	<p>進路を変更する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 進路変更の合図をしないとき。 [しない](53) 2 進路変更が終わるまで合図を継続しないとき。[続](53) 3 進路変更が終わっても合図をやめないとき。[もどし](53) 4 合図をした時機が遅い又は著しく早いとき。[不適](53) 	
	[右左折合図]		⑤	<p>右折(転回を含む。以下この細目で同じ)又は左折をする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 右折又は左折の合図をしないとき。 [しない](53) 2 右折又は左折が終わるまで合図を継続しないとき。[続](53) 3 右折又は左折が終わっても合図をやめないとき。[もどし](53) 4 合図をした時機が遅い又は著しく早いとき。[不適](53) 	
	[環状合図]		—	<p>環状交差点を出る場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環状交差点を出る合図をしないとき。 [しない](53) 2 環状交差点を出るまで合図を継続しないとき。[続](53) 3 環状交差点を出ても合図をやめないとき。[もどし](53) 4 合図をした時機が遅い又は著しく早いとき。[不適](53) 	
			<ol style="list-style-type: none"> 1 路端から発進する直前に、直接目視により右後方及びその他周囲の安全を確認しない場合、また、バス型の車両において交差点等での発進の際に、直接目視又は後写鏡等により車両の内外の安全を確認しない場合 [発進] 2 後退する直前に、後退する場所及び方向の安全を直接目視により確認しない場合 [後退] 3 後退中に、側方又は後退する方向の安 	<ol style="list-style-type: none"> 1 左欄第1項は、大型車その他直接目視が不適当な車両の場合は、後写鏡等の死角を直接目視すれば、右後方については後写鏡等で確認しても適用しな 	

<p>安全不確認 [不確認]</p>	<p>10</p>	<p>全を直接目視により確認しない場合 [周囲]</p> <p>4 四輪車で左折しようとする直前に、直接目視又は後写鏡等により車体の左側方の安全を確認しない場合 [巻き込み]</p> <p>5 進路を変えようとする場合（転回を含む。）に、直接目視及び後写鏡等により、変えようとする側の側方及び後方の安全を確認しないとき。[変更]</p> <p>6 交差点（環状交差点を除く。以下この項において同じ。）に入ろうとし又は交差点内を通行する場合に、交差点の状況に応じ交差道路を通行する車両等（車両又は路面電車をいう。以下同じ）、反対方向から進行してきて右折する車両等又は交差点若しくはその直近で道路を横断する歩行者若しくは軽車両に対する安全の確認をしないとき。[交差点](36)</p> <p>7 環状交差点に入ろうとし又は環状交差点内を通行する場合に、環状交差点の状況に応じ環状交差点に入ろうとする車両等、環状交差点内を通行する車両等又は環状交差点若しくはその直近で道路を横断する歩行者若しくは軽車両に対する安全の確認をしないとき。 [環状交差点](37の2)</p> <p>8 走行中に後写鏡等による後方の確認を全くしない場合（進路変更又は後退時の後方確認を除く。）[後方]</p> <p>9 踏切に入る直前に、安全を確認するため運転者側の窓を開け、かつ左右を直接目視しない場合 [踏切](33)</p> <p>10 走行中に、計器類、モニター、車外の一点等に気を奪われ脇見をしていた場合又は歩行者、車両等その他の障害物に接近した場合若しくは物かげで見とおしのかかない場合に脇見をしたとき。[脇見]</p> <p>11 四輪車で降車時等のドアを開けようとする場合に、直接目視をして後方を確認しないとき。[降車](71)</p> <p>12 大型自動車（以下「大型車」という。）、中型自動車又は牽引するための構造及び装置を有する自動車で道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第1項の重被牽引車を牽引しているもの（以下「牽引車」という。）において、路端から発進する場合又は右左折する場合等に、直接目視又は後写鏡等により、ハンドルを切る側と反対側後方の安全を確認しないとき。[振出]</p>	<p>い。</p> <p>2 左欄第2項、第3項及び第11項については、大型車その他直接目視が不適当な車両の場合、後写鏡等及びモニターにより確認をすれば適用しない。</p> <p>3 左欄第5項については、後写鏡等の死角を直接目視すれば、後方については後写鏡等により確認しても適用しない。また、左に進路を変えようとする場合で大型車その他直接目視が不適当な車両のときは、後写鏡等のみで確認をしても適用しない。</p> <p>4 左欄第8項については、試験中を通じ1回限りとする。</p> <p>5 左欄第9項については、特定後写鏡等を使用しなければならない者にあつては、窓を開けなくても適用しない。</p>
		<p>1 ブレーキをかける以前又はブレーキをかけるのと同時に動力の伝達を断つなどして惰力走行をした場合 [断]</p>	<p>この細目（[坂]を除く。）の適用速度は、おおむね30</p>

惰力走行 [エンブレ]		⑤	⑤	2 変速操作の前後で不必要な惰力走行をした場合 [前後]	キロメートル毎時以上とするが、場内試験における速度指定区間の指示速度が40キロメートル毎時未満の場合は、指示速度からおおむね10キロメートル毎時減じた速度以上とする。ただし、積雪、凍結等路面状態が著しく悪い場合はおおむね15キロメートル毎時以上とする。
		5	5	走行速度に関係なく下り坂で惰力走行をした場合及びAT車で下り坂（場内コースを除く。）をDレンジのまま走行した場合 [坂]	
制動操作不良	[ブレーキ]	⑤	⑤	<p>1 道路及び交通の状況に応じ、制動の必要が予測される状況（法令に基づく徐行場所又は徐行すべき場合を含む。）にもかかわらず、ブレーキペダルに足を移して制動の構えをしない場合（二輪車では、ブレーキレバーに指を掛けて制動の構えをしない場合を含む。） [構]</p> <p>2 交通の状況に余裕があるにもかかわらず、ブレーキの断続操作（制動合図及び制動を早めに行い、かつ、車輪ロックを防止し、円滑な制動を行うため、ブレーキペダル等を徐々に弱く、2～3回以上に分けて使用すること。）をしない場合。ただし、指定速度からの急停止の場合には適用しない。 [断]</p> <p>3 信号待ち等で暫時停止している間にブレーキを効かせていない場合又はハンド（駐車）ブレーキをかけない場合 [待]</p> <p>4 路端への停車及び発進の課題における停車時に、ギアをニュートラル（AT車はPレンジ）とせず、ハンド（駐車）ブレーキをかけず、又はブレーキペダル等によるブレーキを効かせていない場合 [停車]</p> <p>5 二輪車で、ブレーキペダル側の足で車体を支えながら発進した場合又は停止時に、ブレーキペダル側の足で車体を支えた場合 [支]</p> <p>6 ブレーキのかけ方が強すぎるため、おおむね0.4Gの加速度を生じた場合。ただし、脱輪大又は接触を防止するための場合は適用しない。 [不円滑]</p>	<p>1 左欄第1項に該当し、かつ、[警報]に該当した場合は[警報]のみを適用する。</p> <p>2 左欄第2項の適用速度は、制動初速度がおおむね30キロメートル毎時以上とする。ただし、速度指定区間の指示速度がおおむね30キロメートル毎時以下のコース規模にあつては、おおむね20キロメートル毎時以上とする。</p> <p>3 左欄第5項は、ブレーキペダルを有しない二輪車については適用しない。</p> <p>4 左欄第6項は、変速操作不良による場合にも適用し、第二種免許においては、加速度の基準を0.3Gとする。</p>
	[クリープ]	10	5	停止状態を保持すべき場合に、クリープ現象のためおおむね0.3メートル以上移動した	この細目は、現象が生じたその都

				とき。	度適用する。
速度速過ぎ [速過ぎ]	小	10	10	1 道路及び交通の状況に適した安全速度よりおおむね5キロメートル毎時未満速い場合 [速い] 2 カーブでおおむね0.3G以上0.4G未満の横加速度を生じた場合 [カーブ] 3 波状路コースにおいて、明らかに速い速度で走行した場合 [波]	1 法令に基づく徐行場所又は徐行すべき場合でこの細目の[小]又は[大]に該当したときはいずれも[徐行]を適用する。 2 最高速度又は速度指定区間における指示速度の超過は[速度超過]の細目を適用する。 3 左欄[小]第3項でいう「明らかに速い速度」とは、前車輪の接地面部の一部が波状路突起部の始端にかかってから終端にかかるまでの9.5メートルの区間をおおむね5秒未満で走行した場合をいう。 4 第二種免許においては、横加速度の基準を0.1G減じた値とする。
	大	20	20	1 道路及び交通の状況に適した安全速度よりおおむね5キロメートル毎時以上速い場合 [速い] 2 カーブでおおむね0.4G以上の横加速度を生じた場合又はカーブ手前の直線部分での制動時機が遅れブレーキをかけながらカーブに入った場合若しくはカーブに入ってからブレーキをかけた場合 [カーブ]	
急停止区間超過 [区間超過]	—	—	危	「指定速度からの急停止」の課題で、急停止限界線から前車輪の接地面部がはみ出した場合	
暴走	危	危	危	ブレーキ、ハンドル等のコントロールを失い危険な場合	
切り返し	10	5		四輪車で切り返しをしないで通過しなければならないにもかかわらず切り返しをした場合又は「縦列駐車」、牽引車の「方向変換」、「隘路への進入」若しくは「路端における停車及び発進」の課題で、場内試験の試験課題履行条件が満たされないため試験官の指示を受け若しくは受験者の判断で切り返しをした場合。ただし、同一の狭路コース（鋭角コースを除く。）の入口から出口までの間、隘路への進入又は路端における停車及び発進における1回及び鋭角コースの入口から出口までの間は適用しな	1 前進の場合は後退した回数について、後退の場合は前進した回数について適用する。 2 脱輪又は接触した場合の復帰する行為は、[脱輪]又は[接触]の細目に吸収して適用する。

				い。	3 縦列駐車コースの入口から出口までとは、駐車のための後退を開始してから駐車を完了して駐車範囲から車体の全部が出るまでとする。
急ハンドル	10	10		<ul style="list-style-type: none"> 1 四輪車で走行中、急激なハンドル操作をしたためおおむね0.3Gを超える横加速度を生じた場合 [急] 2 二輪車で走行中、不必要に車体をバンクさせて進路を変えた場合 [バンク] 3 二輪車で走行中、バンクをつけ過ぎたため車体の一部を接地させた場合 [接地] 	<ul style="list-style-type: none"> 1 この細目を適用した場合は [速過ぎ] の細目は適用しない。 2 第二種免許においては、横加速度の基準を0.2Gとする。
ふらつき	小	10	10	<ul style="list-style-type: none"> 1 ハンドル操作不良のため次の状態になった場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 左右に車幅のおおむね2分の1未満の幅でおおむねS字状（長いS字状になったときを含む。）になったとき。 [S] (2) 右又は左のいずれかに車幅のおおむね2分の1未満の幅でおおむね半円状になったとき（カーブで車幅のおおむね2分の1未満の幅が正常な走行軌跡から外れて走行したときを含む。）。 [半] 2 二輪車で、バランスをくずした次の場合 [バランス] <ul style="list-style-type: none"> (1) ふらついたとき。 (2) バランスのくずれをたて直すため、足を接地したとき。 (3) 直線狭路台を走行中に、ステップバー等から足を離したとき。 	直線狭路台、連続進路転換コース又は波状路コースを走行中に足を接地した場合は「通過不能」の細目を適用し、曲線コース及び屈折コースの入口から出口までの間におけるそれぞれ1回の足の接地については、左欄第2項第2号は適用しないものとする。
	大	危	20	<p>ハンドル操作不良のため次の状態になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 左右に車幅のおおむね2分の1以上の幅でおおむねS字状（長いS字状になったときを含む。）になったとき。 [S] 2 右又は左のいずれかに車幅のおおむね2分の1以上の幅でおおむね半円状になったとき（カーブで車幅のおおむね2分の1以上の幅が正常な走行軌跡から外れて走行したときを含む。）。 [半] 	
転倒	—	危		二輪車で車体を横倒しにした場合又はバランスを失い車体が横倒しになるのを防止するため、足を接地して支えた場合	停止中の場合も適用する。

通過不能	危	危	<ol style="list-style-type: none"> 1 四輪車で狭路コースの入口から出口までの間において、又は隘路への進入若しくは路端における停車及び発進の課題において、試験課題履行条件が満たされなため繰り返し（脱輪又は接触した場合の復帰する行為を含む。）を4回行った場合〔4回〕 2 路上試験の道路において判断不良又は操作不良のため、おおむね同一場所で繰り返し（脱輪した場合の復帰する行為を含む。）を2回行った場合〔路上〕 3 二輪車で次に該当した場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直線狭路台に乗れないとき又は直線狭路台を走行中にエンスト若しくは足を接地したとき。〔台〕 (2) 連続進路転換コースを順に通過できないとき又は連続進路転換コースを走行中にエンスト若しくは足を接地したとき。〔連〕 (3) 波状路コースを走行中にエンスト若しくは足を接地したとき。〔波〕 (4) 曲線コース又は屈折コースを通過できなくなり停止したとき。〔狭〕 	縦列駐車コースの入口から出口までとは、駐車のための後退を開始してから駐車を完了して駐車範囲から車体の全部が出るまでとする。
停止位置不適 〔停止位置〕	5	5	<ol style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく停止線（一時停止の指定場所で停止線のない場合は交差点）の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合〔線〕 2 停止目標物（ポール等）から、車体の指定箇所が前方又は後方に離れて停止した次の場合〔前・後〕 <ol style="list-style-type: none"> (1) 場内試験の走行終了時並びに路端における停車及び発進の課題における初回の停車時は、おおむね0.3メートル以上離れたとき。 (2) 路上試験の路端への停車及び発進の課題における停車時は、指定されたドア幅のおおむね2分の1を超えて離れたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時停止指定場所又は踏切の停止線のおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止している前車のないときに限り注意を与えて適用し、停止線の手前2メートル未満で再停止しない場合は、不停止とする。 2 路端における停車及び発進の課題における左欄第2項第1号の適用は、初回の停車時のみとする。
巻き込み防止 措置不適	10	5	<p>四輪車が左折する場合又は環状交差点に入る場合に、巻き込み防止のため次の措置をしない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 進行方向の交差点の直前に二輪車（軽車両を含む。以下この細目で同じ。）がある場合又は二輪車と並行した場合にその二輪車を先発又は先行させないとき。 	左欄第2項は、道路左側端からおおむね1メートル以上離れている場合に適用する。ただし、適用に当たっては、交通状況、

[巻き込み]			<p>[二輪]</p> <p>2 交差点の手前で二輪車が試験車の左側を追い抜くのを防止するため、交差点の手前からおおむね30メートル以上手前で進路を変えたが、できるだけ道路の左側端によらないとき。[離]</p>	道路状況等を考慮すること。
側方等間隔不保持 [側方間隔]	20	20	<p>1 対向車との行き違い、前車の追い抜き又は駐停車車両、建造物その他の障害物（歩行者並びに特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）の側方通過時に、試験車との側方間隔を保たず又は保とうとしない次の場合。ただし、やむを得ない状況のため所定の間隔を保てない場合には適用しない。</p> <p>(1) 移動物又は人が乗車していることが予想される駐停車車両等の可動物と、おおむね1メートル以上の間隔を保たず又は保とうとしないとき。 [移・可]</p> <p>(2) 建造物、人が乗車していないことが明らかな駐車車両等の不動物と、おおむね0.5メートル以上の間隔を保たず又は保とうとしないとき。[不]</p> <p>2 停止している車両に追いついて停止した場合に、前車とおおむね1.5メートル以上の距離を保たず又は保とうとしないとき。[前]</p>	やむを得ない状況のため必要な間隔を保てない場合（立体障害物設置基準によるものを含む。）で、通過速度が速いときは、[速過ぎ大]又は[速過ぎ小]を適用する。
脱 輪	小	10	5	<p>1 脱輪した車輪の数ごとに適用する。ただし、前二輪又は後二輪が同時に脱輪した場合は一輪として適用する。</p> <p>2 [中]に該当した場合は、直ちに脱輪前の地点まで復帰するように現場で再指示する。この場合において、脱輪した車輪によるおおむね同一場所での再脱輪は適用しない。</p>
	中	—	20	
	大	危	危	

				<p>乗り上げ若しくは落輪するおそれがある場合</p> <p>4 二輪車で縁石に車輪を乗り上げ若しくはコース外に落輪した場合又は直線狭路台から落輪した場合若しくは波状路コースから車輪が逸脱した場合</p>	
接 触	小	—	20	<p>場内コースに設置した障害物等に車体（後写鏡等並びに二輪車にあつてはバンパー及び運転者の身体を含む。次項において同じ。）が軽く接触した場合</p>	<p>左欄 [大] 第2項については、停車位置に合わせるための切り返しについては適用しない。</p>
	大	危	危	<p>1 場内コースに設置した障害物等に車体が強く接触した場合若しくは接触するおそれがある場合又は四輪車で軽く接触し接触状態のまま走行を継続し若しくは継続しようとした場合</p> <p>2 「路端における停車及び発進」の課題において、停車位置に合わせた後に切り返し等のために車体の先端が停車位置目標のポールよりも後方となった場合又は後退して発進した場合</p> <p>3 歩行者、車両等又は建造物等に車体が接触するおそれがある場合</p>	
路側帯進入 [路側帯]		20	—	<p>路側帯に車体が入り又は入ろうとした次の場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合又は対向車との行き違いのためやむを得ない場合で、かつ、歩行者若しくは軽車両の通行を妨げるおそれのないときは適用しない。(17・47)</p> <p>1 車体の一部が入って通行し又は通行しようとしたとき。</p> <p>2 停車及び駐車の禁止された路側帯又は幅員がおおむね0.75メートル以下の路側帯に、車体の一部が入って停車し若しくは停車しようとしたとき又は駐車し若しくは駐車しようとしたとき。</p>	
				<p>1 通行の区分が指定されていない車両通行帯において、その最も右側の車両通行帯を通行し又は通行しようとした場合。ただし、路線バス等優先通行帯の直近の右側を通行する場合又は法令の除外規定に該当する場合には適用しない。[右端](20)</p> <p>2 通行の区分が指定されている車両通行帯を、指定された通行の区分によらないで通行し又は通行しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。[区分](20)</p> <p>3 直線路又はカーブで車両通行帯から車体の一部がはみ出したまま通行をした場合[線]</p>	<p>1 適用後注意を与える。</p> <p>2 車両通行帯が設けられている道路で試験車からおおむね500メートル（場内では50メートル）以内に駐車障害又は左側の一番目の車両通行帯に障害物等がある場合は、その駐車車両又は障害物等の側</p>

<p>通行帯違反 [通行帯]</p>	<p>10</p>	<p>5</p>	<p>4 三以上の車両通行帯が設けられた道路の左から一番目以外（最も右側を除く。）の車両通行帯をその道路の最高速度よりおおむね5キロメートル毎時以上遅い速度で通行し、そのため他の自動車の通行を妨げることとなる場合 [低速] (20)</p>	<p>方を通るまでの間を左側から一番目以外の車両通行帯を通行してもこの細目は適用しない。</p> <p>3 交差点までの距離がおおむね500メートル(場内では50メートル)以内のところ連続右折する場合は、最も右側の車両通行帯を通行しても適用しない。</p> <p>4 カーブで [速過ぎ大] 又は [ふらつき大] のため車両通行帯からはみ出した場合は、この細目によらず原因となった細目を適用する。</p> <p>5 左欄第4項を適用した場合は [課題外速度] は適用しない。</p>
<p>追いつかれ義務違反 [追いつかれ]</p>	<p>10</p>	<p>—</p>	<p>1 追いついた車両が試験車の追越しを終わらないうちに試験車が速度を増した場合 [増速] (27)</p> <p>2 車両通行帯が設けられていない道路の中央（一方通行となっているときは道路の右側端）との間に追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合に、できるだけ道路の左側端に寄ってこれに進路を譲らないとき。ただし、追いついた車両が明らかにその道路の最高速度より速い速度の場合には適用しない。 [避譲] (27)</p>	<p>左欄第2項のただし書に該当した場合には適用しないで注意を与える。</p>
<p>バス等優先通行帯違反 [バス等優先]</p>	<p>10</p>	<p>—</p>	<p>1 路線バス等優先通行帯から出ることができないおそれがあるにもかかわらず、路線バス等が後方から接近してきた場合に、そこへ入り又は入ろうとしたとき。 [入] (20の2)</p> <p>2 後方から路線バス等が接近してきた場合に、すみやかに路線バス等優先通行帯の外に出ようとしないうとき。 [出] (20の2)</p>	<p>法令の除外規定に該当する場合は適用しない。</p>

軌道敷内違反 [軌道敷内]	10	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 軌道敷内を通行し又は通行しようとした場合。ただし、右左折、横断若しくは転回するため軌道敷を横切るとき又は危険防止のためやむを得ないときは適用しない。[通](21) 2 軌道敷内を通行することができる場合とされている場合に軌道敷内を通行することによって、路面電車の通行を妨げるおそれがあるとき又は後方から路面電車が接近してきたが速やかに軌道敷外に出ないとき又は必要な距離を保たないとき。[内](21) 		
右側通行	危	危	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）を通行し又は通行しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合は適用しない。[区分](17) 2 道路の中央から左の部分（以下「左側部分」という。）の幅員が6メートル未満で、道路の右側部分を見とおすことができない場合又は反対方向からの交通を妨げるおそれがある場合に、追い越そうとして道路の右側部分にはみ出し又ははみ出そうとしたとき。[追越し](17) 3 道路標識等により追越しのため道路の右側部分にはみ出して通行することを禁止している道路で、追越しのため道路の右側部分にはみ出し又ははみ出そうとした場合 [はみ禁](17) 4 道路の左側を通行している歩行者、軽車両又は障害物を避けようとして、反対方向からの交通を妨げるおそれがある場合に、道路の右側部分にはみ出し又ははみ出そうとしたとき。[障害] 	<p>法令の規定により道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することができる場合であっても、そのはみ出し方が必要以上に大きいとき（[側方間隔]又は[安全間隔]で必要とする間隔のおおむね2倍以上あけてはみ出したとき。）はこの細目の左欄第1項を適用する。</p>	
安全地帯等進入 [安全地帯等]	危	危	<p>安全地帯（島状の施設のものを除く。）又は立入り禁止部分に入り又は入ろうとした場合(17)</p>		
	[狭路変更]	—	5	<p>狭路コース（縦列駐車コースを除く。）へ左折しようとした次の場合(34)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 進路変更を全くしないとき。[しない] 2 進路を変えたが、道路の左側端からおおむね1メートル以上離れているとき。[離] 3 進路を変え終わったのが、狭路コースの入口からおおむね30メートル未満のとき。[遅] 4 狭路コースの入口の直前で右へハンドルを操作したとき。[右振] 	<ol style="list-style-type: none"> 1 この細目の適用は、1回の左折又は右折について、左欄各項又は各号のうちいずれか1回とする。 2 コースの規模又はコースの設定方法により、進路を変える地点をおおむね30メートル以上手前とすることが
				<ol style="list-style-type: none"> 1 狭路コースの入口及び環状交差点を除く交差点で左折しようとし、道路外へ出 	

<p>進路変更違反</p>	<p>[交差点変更]</p>	<p>10</p>	<p>5</p>	<p>るために左折しようとし又は環状交差点で左折、右折、直進若しくは転回しようとした次の場合 (25・34・35の2)</p> <p>(1) 進路変更を全くしないとき又はしようとしなとき。[左しない]</p> <p>(2) 進路を変え終わったのが、交差点の手前又は左折しようとして若しくは環状交差点に入ろうとして道路の左側端に寄っている車両からおおむね30メートル未満のとき。[左遅]</p> <p>(3) 左折(環状交差点における左折を除く。)する直前又は環状交差点に入る若しくは出る直前で右へハンドルを操作したとき。[右振]</p> <p>(4) 二輪車で進路を変えたが、道路の左側端からおおむね1メートル以上離れているとき。[二輪離]</p> <p>2 環状交差点を除く交差点で右折又は道路外へ出るために右折しようとした次の場合(25・34)</p> <p>(1) 進路変更を全くしないとき又はしようとしなとき。[右しない]</p> <p>(2) 進路を変え終わったのが、交差点の手前又は右折しようとして道路の中央(一方通行となっている道路においては道路の右側端)に寄っている車両からおおむね30メートル未満のとき。[右遅]</p> <p>(3) 右折する直前に、左へハンドル操作をしたとき。[左振]</p> <p>(4) 進路を変えたが、道路の中央からおおむね0.5メートル(一方通行となっている道路においては道路の右側端からおおむね1メートル)以上離れているとき。[右離]</p> <p>3 転回(環状交差点における転回を除く。)をする直前に、左へハンドル操作をしたとき。[左振]</p>	<p>無理な場合は、おおむね15メートル以上手前で進路を変え終われば左欄[狭路変更]第3項及び[交差点変更]各項第2号は適用しない。</p> <p>3 進行方向別通行区分に違反して右左折した場合は[方向別通行]を適用する。</p> <p>4 四輪車が狭路コース入口及び環状交差点を除く交差点で左折するため並びに環状交差点で左折、右折、直進又は転回するため進路を変えたが道路の左側端からおおむね1メートル以上離れている場合は、[巻き込み(離)]を適用し、この細目は適用しない。ただし、左欄第1項の各号に該当した場合には、それらを適用し、[巻き込み(離)]は適用しない。</p>
<p>進路変更禁止違反 [変更禁止]</p>		<p>20</p>	<p>10</p>	<p>1 みだりに進路を変えた場合 [みだり] (26の2)</p> <p>2 進路変更禁止の場所で、その道路標示を越えて進路を変え又は変えようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合は適用しない。[標示] (26の2)</p>	
<p>後車妨害</p>		<p>危</p>	<p>危</p>	<p>1 後方から進行してくる車両の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがある場合に、進路を変え又は変えようとしたとき。[妨害] (26の2)</p> <p>2 進路を変えることができるにもかかわらず、その時機を失い進路を変えないため、試験車の後方から進行してくる車両の通行の妨害となり又は妨害となるおそ</p>	<p>路端(縦列駐車を含む。)から発進する場合も適用する。</p>

			れがある場合 [時機]	
右左折方法違反 [交差点内]	5	5	<p>1 左折する場合に、交差点（環状交差点を除く。以下第4項までにおいて同じ。）内の道路左側端から、左後車輪（牽引車はトレーラーの左後車輪、後輪操向車は左前車輪、二輪車は後輪）がおおむね1メートル以上離れて通行したとき（道路標識等により通行すべき部分が指定されている場合を除く。）。ただし、交差点のすみ切り半径が3メートル未満の場合は、おおむね1.5メートル以上離れて通行したときとする。[左大回] (34)</p> <p>2 右折する場合に、交差点の中心（中心の標示があるときはその標示）の内側から、左前車輪（二輪車は前輪）がおおむね2メートル以上離れて通行したとき（道路標識等により通行すべき部分が指定されている場合を除く。）。[右斜] (34)</p> <p>3 右折する場合に、交差点の中心（中心の標示があるときはその標示）の外側を右前車輪（二輪車は後輪）が通行したとき（道路標識等により通行すべき部分が指定されている場合を除く。）。[右外] (34)</p> <p>4 右左折する場合に、交差点の道路標識等により指定された通行すべき部分から、本来であれば最も近いこととなる前車輪がおおむね2メートル以上離れて通行したとき。[標示] (34)</p> <p>5 環状交差点内の環状部分の側端から、左前車輪（二輪車は前輪）がおおむね2メートル以上離れて通行した場合又は環状交差点に入る場合若しくは出る場合に、環状交差点の側端から、左後車輪（牽引車はトレーラーの左後車輪、後輪操向車は左前車輪、二輪車は後輪）がおおむね1メートル以上離れて通行したとき（道路標識等により通行すべき部分が指定されている場合を除く。）。ただし、環状交差点のすみ切り半径が3メートル未満の場合は、おおむね1.5メートル以上離れて通行したときとする。[環状] (35の2)</p> <p>6 環状交差点において、道路標識等により指定された通行すべき部分から、本来であれば最も近いこととなる前車輪がおおむね2メートル以上離れて通行した場合[環状標示] (35の2)</p>	<p>1 左折する場合に正常な走行軌跡からはずれて、進行方向の通行帯のない中央線若しくは左から一番目の車両通行帯から車体の一部がはみ出したとき又は右折する場合に、正常な走行軌跡からはずれて交差道路外へ車体の一部がはみ出したときは、[ふらつき小] 第1項第2号を適用する。ただし、交差点の形態又は車体の大きさ等のためやむを得ない場合には適用しない。</p> <p>2 左欄第5項及び第6項の適用は、環状交差点ごとにそれぞれ1回とする。</p>
			<p>1 交差点に入ろうとし又は交差点内を通行する場合に、交差点の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しないとき。ただし、環状交差点を除く交差点</p>	<p>右左折する場合に速度が速過ぎるときは[徐行（右左折）]を、環状</p>

<p>安全進行違反 [安全速度]</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>において、優先道路又は明らかに幅員の広い道路を通行しているときは適用しない。(36・37の2) 2 黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合</p>	<p>交差点に入る場合又は環状交差点において右折、左折、直進若しくは転回する場合に速度が速過ぎるときは「徐行(環状)」を適用する。</p>
<p>課題不履行</p>	<p>10</p>	<p>—</p>	<p>1 「路端への停車及び発進」の課題において、技量未熟のため停車できない次の場合 (1) 指定場所による停車で、停車できないとき。[指定] (2) 直前合図による停車で、停車できないとき。[直前] 2 「転回」の課題において、試験官に指示された区間内で技量未熟のため転回できないとき。[転回]</p>	
<p>徐行違反 [徐行]</p>	<p>20</p>	<p>20</p>	<p>次の場合(場所)で、徐行せず又は徐行しようとしないうち。 1 安全地帯に停車中の路面電車に迫いついて、その左側を通過するとき。[電車](31) 2 路面電車から1.5メートル以上の間隔を保つことができる場合で、乗降する者がいない停車中の路面電車に迫いつき、その左側を通過するとき。[電車](31) 3 環状交差点を除く交差点を右折又は左折(道路外へ出る場合を含む。)するとき。[右左折](25・34) 4 環状交差点に入ろうとするとき又は環状交差点において右折、左折、直進若しくは転回するとき。[環状](35の2・37の2) 5 交通整理の行われていない優先道路に入ろうとするとき。[優先路](36) 6 交通整理の行われていない幅員が明らかに広い道路に入ろうとするとき。ただし、試験車が優先道路を通行しているときは適用しない。[広路](36) 7 道路標識等による徐行指定場所を通行するとき。[標識](42) 8 左右の見とおしのきかない交差点に入ろうとし又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき。ただし、交通整理が行われているとき又は試験車が優先道路を通行しているときは適用しない。[見通](42) 9 道路の曲がり角付近を通行するとき。[角](42) 10 上り坂の頂上付近を通行するとき。[頂](42)</p>	<p>ここでいう徐行とは、その場合の状況に適した安全な速度とし、「速過ぎ小」でいう安全速度と同じ。</p>

			11 勾配の急な下り坂を通行するとき。 [坂](42)	
進行方向別通行 区分違反 [方向別通行]	20	10	交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されている場合に、その指定区分によって通行せず又は通行しようとしないうとき。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(35)	この細目の適用時機は、進行方向別通行区分についての道路標識等が最初に示されている付近とする。
交差点等進入 禁止違反 [進入禁止]	20	20	<p>1 前方の車両等の状況により交通整理の行われている交差点内で試験車が停止することになり、そのため交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれが明らかな場合に、交差道路に入り又は入ろうとしたとき。[交差](50)</p> <p>2 前方の車両等の状況により横断歩道若しくは自転車横断帯又は道路標示による停止禁止部分で停止することが明らかな場合に、その部分に入り又は入ろうとしたとき。[横歩・標示](50)</p> <p>3 黄色の信号が表示された場合に、試験車が法令に定められた停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず、横断歩道又は自転車横断帯(以下「横断歩道等」という。)における歩行者若しくは自転車の通行の妨害となるおそれがある場所に停止したとき又は交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがある場所に停止したとき。ただし、直ちに横断歩道外若しくは自転車横断帯外又は車両等の通行の妨害とならない場所に移動した場合には適用しない。[黄信号]</p>	<p>1 左欄第3項の安全に停止することができない距離の目安は、その時の速度からおおむね15を減じた数字をメートルに読み替えた距離以下とする。</p> <p>2 左欄第3項で無理に停止しようとして急ブレーキになった場合は[急ブレーキ]を適用する。</p>
信号無視 [信号]	危	危	<p>1 赤色の信号(赤色の点滅を含む。)が表示された場合に、法令に定められた停止位置を車体の一部が越え又は越えようとしたとき。[赤出](7)</p> <p>2 黄色の信号が表示された場合に、安全に停止できるにもかかわらず、法令に定められた停止位置を車体の一部が越え又は越えようとしたとき。[黄出](7)</p>	
			<p>他の車両等の進路の前方に出又は出ようとしたため、進行妨害に至らない程度で他の車両等に速度を減じさせ、停止させ若しくは方向を変えさせるなどの迷惑を及ぼし又は及ぼそうとした次の場合</p> <p>1 交通整理の行われていない交差点において、交差道路を左方から進行してくる車両に対するとき。ただし、試験車が優先道路又は交差道路より明らかに幅員の広い道路を通行している場合には適用し</p>	<p>進路を譲る場合に、相手車両の発進又は進行を促すため手によるサイン等をしないときは注意を与える。</p> <p>進路を譲られたときも同様とする。</p>

<p>優先判断不良 [優先判断]</p>	<p>20</p>	<p>10</p>	<p>ない。[左方] 2 交通整理の行われていない交差点において、優先道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。[優先路] 3 交通整理の行われていない交差点において、明らかに幅員の広い道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路を通行している場合には適用しない。[広路] 4 環状交差点を除く交差点で右折する場合に、直進し又は左折しようとする車両等に対するとき。[右折] 5 環状交差点に入ろうとするときに、環状交差点内を通行する車両等に対するとき。[環状] 6 道路標識等による一時停止の指定場所で発進後に交差道路を通行する車両等に対するとき。[一停]</p>	
<p>進行妨害</p>	<p>危</p>	<p>危</p>	<p>進行妨害をし又は進行妨害をするおそれがある次の場合 1 交通整理の行われていない交差点において、交差道路を左方から進行してくる車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路又は交差道路より明らかに幅員の広い道路を通行している場合には適用しない。[左方](36) 2 交通整理の行われていない交差点において、優先道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。[優先路](36) 3 交通整理の行われていない交差点において、明らかに幅員の広い道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路を通行している場合には適用しない。[広路](36) 4 環状交差点を除く交差点で右折する場合に、直進し又は左折しようとする車両等に対するとき。[右折](37) 5 環状交差点に入ろうとするときに、環状交差点内を通行する車両等に対するとき。[環状](37の2) 6 道路標識等による一時停止の指定場所で発進後に交差道路を通行する車両等に対するとき。[一停](43)</p>	
<p>横断等禁止違反 [横断等禁止]</p>	<p>危</p>	<p>危</p>	<p>1 他の車両等（特定小型原動機付自転車及び自転車を除く。）の正常な交通を妨害するおそれがある場合に、道路外の施設若しくは場所に入り出すために右左折し、横断し、転回し若しくは後退した場合又はしようとした場合 [妨害](25の2) 2 道路標識等により横断、転回若しくは後退が禁止されている道路の部分にお</p>	

			いて、当該禁止された行為をした場合又はしようとした場合 [標識] (25の2)	
指定場所不停止 [一時不停止]	危	危	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線（停止線が設けられていない場合は交差点）の直前で停止しない場合(43)	車体の一部が停止線を越え又は交差点に入って停止した場合にも適用する。
泥はね運転	10	10	ぬかるみ又は水たまりを通行する場合に、泥土又は泥水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすこととなる時。(71)	迷惑を及ぼす直前に注意是正して適用する。ただし、試験官補助は適用しない。
横断者保護違反 [横断者保護]	20	—	<ol style="list-style-type: none"> 横断歩道等を通る際に、進路の前方を横断し又は横断しようとしている歩行者又は自転車（以下「歩行者等」という。）のいないことが明らかでないにもかかわらず、その横断歩道等に接近した場合に、横断歩道等の直前（停止線が設けられているときはその直前）で停止できるような速度で進行せず又は進行しようとしないうち。(38) 横断歩道等及びその手前の側端から前に30メートル以内で、前方を進行している他の車両等（特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）を除く。）の前方に出るため、追越しによらないでその側方を通過し又は通過しようとした場合。ただし、信号機の表示等により歩行者等の横断が禁止されている場合には適用しない。[追抜] (38) 歩行者がいる安全地帯の側方を通過する場合に徐行せず又は徐行しようとしないうち。(71) 	
			<ol style="list-style-type: none"> 道路外の施設若しくは場所に入り出すため歩道若しくは路側帯を横断する場合又は路側帯に駐停車する場合に、歩道若しくは路側帯の直前で一時停止せず又は一時停止しようとしないうち。(17) 歩行者、特定小型原動機付自転車又は自転車の正常な通行を妨害するおそれがある場合に、道路外の施設若しくは場所に入り出すために右左折し、横断し、転回し、若しくは後退したとき又はしようとしたとき。[妨害] (25の2) 安全地帯がある場合又は乗降する者がいない路面電車の左側から1.5メートル以上の間隔を保つことができる場合を除き、乗客が乗降を終わり又は当該路面電 	

<p>歩行者保護 不停止等 [歩行者保護]</p>	<p>危</p>	<p>車から降りた者で試験車の前方を横断しようとしてしている者がいなくなるまで、路面電車の後方で停止しようとしていないとき。[乗客](31)</p> <p>4 試験車が横断歩道等の手前おおむね5メートル手前に到達することになり、かつ、歩行者等が横断歩道等（試験車を中心としておおむね左右各5メートルの範囲内をいう。）に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道等の直前（停止線が設けられている場合はその直前）で一時停止せず又は一時停止しようとしないうとき。[進路](38)</p> <p>5 横断歩道等又はその手前の直近で停止している車両等がある場合に、その側方を通過して前方に出る前に一時停止せず又は一時停止しようとしないうとき。ただし、信号機の表示等により歩行者等の横断が禁止されている場合又は歩行者等を横断させるために停止しているものでないことが明らかな車両等の側方を通過する場合には適用しない。[停車](38)</p> <p>6 横断歩道等のない場所において、歩行者等が道路を横断している場合に、その歩行者等の通行を妨げることとなるとき。[横断]</p> <p>7 身体障害者用の車が通行している場合、目が見えない者が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第8条第1項で定めるつえを携え、若しくは同条第2項で定める盲導犬を連れて通行している場合、又は耳が聞こえない者若しくは同条第4項で定める程度の身体の障害がある者が同条第1項で定めるつえを携えて通行している場合に、一時停止若しくは徐行せず又は一時停止若しくは徐行しようとしないうとき。[身](71)</p> <p>8 監護者が付き添わない児童若しくは幼児又は高齢者が歩行している場合に、一時停止若しくは徐行せず又は一時停止若しくは徐行しようとしないうとき。[老](71)</p> <p>9 児童等の乗降のため停車している通学通園バスの側方を通過する場合に徐行せず又は徐行しようとしないうとき。[園バス](71)</p>	
<p>安全間隔不保持</p>		<p>1 歩行者、特定小型原動機付自転車又は軽車両の側方を通過する場合に、次の間隔を保たないとき又は保とうとしないうとき。ただし、徐行した場合は適用しない。[間隔](18)</p> <p>(1) 歩行者、特定小型原動機付自転車又</p>	<p>所定の間隔を保つことができない状況のため徐行した場合でも、危険なときは適用する。</p>

[安全間隔]	危	危	<p>は軽車両が試験車を認知していることが明らか場合はおおむね1メートル以上</p> <p>(2) 歩行者、特定小型原動機付自転車又は軽車両が試験車を認知していないおそれがある場合はおおむね1.5メートル以上</p> <p>2 上記の間隔を保てない場合に、徐行せず又は徐行しようとしないうち。[徐行](18)</p>	
踏切内変速	5	5	踏切を通過中（車体のおおむね2分の1以上が踏切から出ないうち）に変速操作を始めた場合	AT車を除く。
駐車措置違反 [駐車措置]	5	5	<p>到着点において、次の措置をしないで下車した場合</p> <p>1 ハンド（駐車）ブレーキをかけないとき。[手B](71)</p> <p>2 エンジンスイッチを切らないとき。[スイッチ](71)</p> <p>3 ギアをリバース又はロー（AT車はPレンジ。）に入れないうち。ただし、二輪車及び大特車には適用しない。[ギア](71)</p> <p>4 大特車を駐車状態にする場合に、作業機具を接地しないとき。[機具]</p>	<p>1 適用後注意を与える。</p> <p>2 左欄第4項は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の11・第160条による。</p>
警音器使用制限違反等 [警音器]	10	10	<p>1 みだりに警音器を鳴らした場合(54)</p> <p>2 道路標識等により指定された場所で、警音器を鳴らさない場合(54)</p>	
急ブレーキ禁止違反 [急ブレーキ]	10	10	後続車に追突されることとなるような減速若しくは停止をした場合又はおおむね0.4Gを超える強い加速度を生ずるブレーキをかけた場合。ただし、前車が急ブレーキをかけた場合又は他の交通による急迫した侵害を受けた場合には適用しない。(24)	<p>1 第二種免許においては、加速度の基準を0.3Gとする。</p> <p>2 安全運転支援装置が警報を発したため（誤作動した場合を含む）、受験者が急ブレーキをかけた場合も適用する。</p>
車間距離不保持 [車間距離]	10	10	他の車両等の直後を進行する場合に、その直前の車両等が急に停止した場合でもこれに追突するのを避けられるように、直前の車両等との間に安全な距離を保たないとき。(26)	安全な距離とは、試験車の速度からおおむね15を減じた数字をメートルに読み替えた距離以上とする。
			1 発着点に駐停車する場合又は路端へ駐停車する場合に、道路の左側端から車体	「路端における停車及び発進」の

<p>駐停車方法違反 [駐停車方法]</p>	<p>10</p>	<p>5</p>	<p>がおおむね0.3メートル以上離れているとき。[離](47)</p> <p>2 幅員がおおむね0.75メートル以上の路側帯（駐停車禁止のもの及び歩行者用のものを除く。）のある道路で駐停車する場合に、法令に規定する方法以外の方法で駐停車し又は駐停車しようとしたとき。[路側帯](47)</p> <p>3 発着点に駐停車する場合又は路端へ駐停車する場合に、道路の左側端（路側帯のある道路では当該路側帯を区画している道路標示）からの距離が、最前輪と最後輪の中心部に位置する車体部分においておおむね0.3メートル以上の差がある場合 [平行](47)</p>	<p>課題における左欄第1項及び第3項の適用は、初回の停車時のみとする。</p>
<p>緊急車妨害</p>	<p>20</p>	<p>—</p>	<p>1 交差点又はその付近において、サイレンを鳴らし赤色の警光灯をつけた緊急自動車（消防用車両を含む。以下同じ。）が接近してきた場合に、交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路では、左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は道路の右側。次項も同じ。）に寄って、一時停止せず又は一時停止しようとしないうとき。(40・41の2)</p> <p>2 交差点又はその付近以外の場所において、緊急自動車が接近してきた場合に、道路の左側に寄って進路を譲らないとき。(40・41の2)</p>	
<p>合図車妨害</p>	<p>20</p>	<p>20</p>	<p>1 左折若しくは右折（道路外に出るための右左折を含む。）しようとする車両又は交差点で進行方向別通行区分の指定に従うため進路を変更しようとする車両が、そのための合図をした場合に、その合図をした車両の進路の変更を妨げ又は妨げようとしたとき。ただし、その後方にある試験車が速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合には適用しない。[進路](25・34・35)</p> <p>2 停留所において、乗客の乗降のため停車していたバスが、発進するため進路を変えようとして合図をした場合に、そのバスの進路の変更を妨げ又は妨げようとしたとき。ただし、その後方にある試験車が速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合には適用しない。[バス](31の2)</p>	
<p>速度超過</p>	<p>20</p>	<p>20</p>	<p>道路標識等により最高速度が指定されている道路ではその最高速度、その他の道路では政令第11条に定める最高速度又は場内試験では速度指定区間の指示速度をそれぞれ</p>	

			れ超過した場合(22)	
踏切不停止等 [踏切不停止]	危	危	<ol style="list-style-type: none"> 1 踏切の直前（停止線が設けられている場合は停止線の直前）から、おおむね2メートル未満手前までの範囲で停止せず又は停止しようとしめない場合。ただし、信号機の表示する信号に従う場合には適用しない。[手前](33) 2 踏切の遮断機が閉じようとし若しくは閉じている間又は踏切の警報機が鳴っている間に踏切に入り又は入ろうとした場合[立入](33) 3 前方の車両等の状況により踏切内で停止することとなるおそれがある場合に踏切に入り又は入ろうとしたとき。[内](50) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 車体の一部が踏切内に入り又は踏切の手前の停止線を超えて停止した場合にも左欄第1項を適用する。 2 踏切の直前で停止したが、発進後踏切内に車体の一部が入って停止（エンストを含む。）した場合も左欄第3項を適用する。
追越し違反 [追越し]	危	危	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両通行帯の設けられた道路又は道路標識等によって車両通行帯の通行区分を指定されている道路で追越しをする場合に、試験車の通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行せず又は通行しようとしめないとき。(20) 2 他の車両を追い越そうとする場合に、その左側を通行し又は通行しようとしたとき。(28) 3 前車が右折するため、道路の中央又は右側端に寄って通行している場合に、追越しのためその右側を通行し又は通行しようとしたとき。(28) 4 追越しをしようとする場合に、反対の方向又は後方からの交通及び前車の前方の交通に注意せず、かつ、前車の速度及び進路並びに道路状況に応じた安全な速度と方法によらないで進行し又は進行しようとしたとき。(28) 5 前車が他の自動車を追い越そうとしている場合に、追越しを始め又は始めようとしたとき。(29) 6 次に掲げる場所で、他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）を追い越すため、進路を変更し若しくは変更しようとした場合又は前車の側方を通過し若しくは通過しようとした場合 (30) <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路標識等により追越しが禁止されている場所 (2) 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂 (3) トンネル。ただし、車両通行帯が設けられている場合には適用しない。 (4) 交差点及び交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部分。ただし、 	

			<p>優先道路を通行している場合には適用しない。</p> <p>(5) 踏切又は横断歩道等及びこれらの手前の側端から前に30メートル以内の部分</p>	
割込み	危	危	<p>法令の規定、警察官の命令若しくは危険を防止するため、停止若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止若しくは徐行している車両等に追いついた場合に、その前方に割り込み若しくは割り込もうとし、又は前方を横切り若しくは横切ろうとしたとき。(32)</p>	
安全運転義務違反 [安全義務]	危	危	<p>ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び試験車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転をしようとしないうため、試験官がハンドル、ブレーキその他の操作を補助し又は是正措置を指示した場合(70)</p>	
安全運転意識 [安全意識]	10	—	<p>他の減点細目には該当しないが、他の交通に迷惑を与えたり、危険を及ぼしたりする次のような場合 (例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通の流れの中で、他の車両の走行位置と比較して必要以上に道路の左側端又は中央線（車両通行帯がある場合は、その左右の車両通行帯境界線）に寄って継続して通行することにより周囲の車両に不安感を与えるような場合 2 交差点等で右折しようとして道路の中央線に寄り停止したときに、車体が中央線に沿わないで斜めに停止したため後続車の進行を著しく妨害した場合 3 前方道路が渋滞している場合に、道路外の左方から発進しようとしている車両の進路を妨げて停車したとき。 4 走行経路を間違えた場合に、交差点手前でブレーキを踏んだため他の車両に迷惑をかけたとき。 	<p>この細目の適用にあたっては、明らかに他の交通に迷惑を与えたり危険を及ぼしたりした場合に限って適用するものとし、安全に運転しようとする意識が著しく欠けるものを対象とする。</p>
警 報	10	10	<p>危険を回避するために安全運転支援装置が事前警報を発したが、受験者の回避操作により安全運転支援装置の作動にまで至らなかった場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 場内コースにおける狭路コース走行中の立体障害物に対するものを除く。 2 受験者が回避操作を行わなかったため、安全運転支援装置が作動した場合は、試験官補助

				を適用する。
駐停車違反	20	—	<p>道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げる道路の部分で、停車若しくは駐車をし又は停車若しくは駐車をしようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(44)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル 2 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分 3 横断歩道等の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分 4 安全地帯の左側の部分及びその部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分 5 バスの停留所又は路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分 6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分 	
駐車違反	10	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げる道路の部分で駐車し又は駐車しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(45) <ol style="list-style-type: none"> (1) 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用出入口から3メートル以内の部分 (2) 道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の部分 (3) 消防用機械器具の置場等の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分 (4) 消火栓等の標識又は消防用防火水槽の吸水口等から5メートル以内の部分 (5) 火災報知機から1メートル以内の部分 2 右側の道路上に3.5メートル以上の余地がないこととなる場所で駐車し又は駐車しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(45) 	
通行禁止違反 [通行禁止]	危	—	道路標識等により、その通行が禁止されている道路又はその部分を通行し又は通行しようとした場合(8)	

- 注1 []は、「「運転免許試験実施要領」の制定について」（令和7年3月18日付け運免第1065号）に定める技能試験成績表に用いる略称（以下「略称」という。）を示す。
- 注2 ()は、法の条名を示す。
- 注3 減点数欄の○印は、第10の1の(2)の「特別減点細目」を示す。
- 注4 減点数欄の「危」は、第12の1の「危険行為等」を示す。
- 注5 減点細目のうち、適用事項に略称が定められているものについては、適用事項ごとに減点するものとする。

別添 8 - 1 採点基準細目一覧表（路上）

項目	減点 危険行為等	20	10		5	
			特別減点細目		特別減点細目	
安全措置、 運転姿勢			安全措置不適 (帯)		安全措置不適、 運転姿勢不良 (四輪)	
発 進	逆行大、発進不能	逆行中	逆行小	エンスト、 発進手間どり		アクセルむら、 エンスト (場内)
速度維持				速度維持 (課題外速度)		
合 図、 安全確認			安全不確認		合図不履行等 (発進・進路変 更・右左折・ 環状交差点)	
制 動	暴走	速度速過ぎ大	制動操作不良(クリープ)、 速度速過ぎ小		惰力走行(坂) クリープ(場内)	惰力走行、 制動操作不良
操 向	ふらつき大、 通過不能		切り返し(路上)、 急ハンドル、ふらつき(小)		切り返し(場内)	
車体感覚	脱輪大、接触大	側方等間隔不保持、 脱輪中(場内)、 接触小(場内)	巻き込み防止措置不適、 脱輪小(路上)		停止位置不適、 脱輪小(場内)	
通行区分	右側通行、 安全地帯等進入	路側帯進入	通行帯違反、追いつかれ義務違 反、バス等優先通行帯違反、 軌道敷内違反			
進路変更等	後車妨害	進路変更禁止違反	進路変更違反(交差点)			
直 進、 右左折等	信号無視、進行妨害、 横断等禁止違反、 指定場所不停止	徐行違反、進行方向 別通行区分違反、 交差点等進入禁止違 反、優先判断不良	安全進行違反、課題不履行		右左折方法違反	
歩行者保護 等	歩行者保護不停止等、 安全間隔不保持	横断者保護違反	泥はね運転			
最高速度、 踏切通過、 駐 車 等	踏切不停止等、 追越し違反、割込み、 安全運転義務違反、 通行禁止違反	緊急車妨害、 合図車妨害、 速度超過、 駐停車違反	警音器使用制限違反等、急ブレ ーキ禁止違反、車間距離不保持、 駐停車方法違反、安全運転意識、 警報、駐車違反		踏切内変速、駐車措置違反	

別添 8 - 2 採点基準細目一覧表 (場内)

項目	減点 危険行為等	20	10		5	特別減点細目
				特別減点細目		
安全措置、 運転姿勢			安全措置不適(帯) 運転姿勢不良 (二輪)		安全措置不適、 運転姿勢不良 (四輪)	
発進	逆行大、発進不能	逆行中	逆行小			アクセルむら、 エンスト、 発進手間どり
速度維持	指定速度到達不能		速度維持 (課題速度)	速度維持 (課題外速度)	指定時間過不足	
合 図、 安全確認			安全不確認		合図不履行等 (発進)	合図不履行等 (進路変更・ 右左折)
制 動	急停止区間超過、 暴走	速度速過ぎ大	速度速過ぎ小		惰力走行(坂)、 制動操作不良 (クリープ)	惰力走行、 制動操作不良
操 向	転倒、通過不能	ふらつき大	急ハンドル、ふらつき小		切り返し	
車体感覚	脱輪大、接触大	側方等間隔不保持、 脱輪中、接触小			停止位置不適、 巻き込み防止措置不適、 脱輪小	
通行区分	右側通行、 安全地帯等進入				通行帯違反	
進路変更等	後車妨害		進路変更禁止違反		進路変更違反(狭路コース)、 進路変更違反(交差点)	
直 進、 右左折等	信号無視、進行妨害、 横断等禁止違反、 指定場所不停止	徐行違反、 交差点等進入禁止 違反	安全進行違反、 進行方向別通行区分違反、 優先判断不良		右左折方法違反	
歩行者保護等	安全間隔不保持		泥はね運転			
最高速度、 踏切通過、 駐 車 等	踏切不停止等、 追越し違反、割込み 安全運転義務違反	合図車妨害、 速度超過	警音器使用制限違反等、 急ブレーキ禁止違反、 車間距離不保持、警報		踏切内変速、駐車措置違反、 駐停車方法違反	